

三重県国土強靱化地域計画

(令和 2 年 10 月改訂)

[中間案]

令和 2 年 6 月

三 重 県

目 次

第1章 地域計画の基本的な考え方

1 策定の背景・目的等	1
2 近年の災害の教訓及び国土強靱化に資するイノベーションを踏まえた対策	2
3 基本的な考え方	4
4 県の各種計画等との関係.....	6

第2章 脆弱性評価

1 評価の方法等	8
2 想定するリスク	8
3 目標（「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」）の設定.....	9
4 「起きてはならない最悪の事態」の設定.....	10
5 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価	12
6 脆弱性評価の結果	12

第3章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針

1 推進方針.....	13
-------------	----

第4章 計画の推進と不断の見直し

1 計画の推進と見直し	55
2 「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」による取組の推進.....	55

（別紙1）リスクシナリオ別脆弱性評価結果	57
----------------------------	----

（別紙2）リスクシナリオ別重要業績指標（KPI）（P）	
-----------------------------------	--

（別紙3）三重県国土強靱化地域計画に基づき実施する事業（P）	
--------------------------------------	--

第1章 地域計画の基本的な考え方

1 策定の背景・目的等

(1) これまでの経緯

- 平成25年12月、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとして、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」と表記します。）が成立・施行されました。

[国土強靱化]

事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり

[国土強靱化の基本方針]

- ・ 人命の保護が最大限図られること
 - ・ 政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなること
 - ・ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
 - ・ 迅速な復旧復興に資すること
- 等
- 国土強靱化基本法の成立・施行を受け、平成26年6月、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「国土強靱化基本計画」（以下、「国の基本計画」と表記します。）を閣議決定しました。
 - 国土強靱化を実効あるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や関係機関が連携して取組を進めることが不可欠であり、国の基本計画の策定に引き続き、地方公共団体においても国土強靱化地域計画を策定し、国と地方が一体となって国土強靱化の取組を進めることが重要です。
 - 本県においては、南海トラフ地震の発生が危惧されていること、また、近年、台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向となってきたこと等から、大規模自然災害等に対する事前防災及び減災の取組を進めることが喫緊の課題となっています。
 - このようなことから、本県においても、国土強靱化基本法における基本方針を踏まえ、大規模自然災害に対する脆弱性を評価し、事前に的確な取組を実施して

いくため、平成 27 年 7 月に三重県国土強靱化地域計画（以下、「県の地域計画」と表記します。）を策定しました。

(2) 改訂の背景

- 県の地域計画策定後、平成 28 年（2016 年）熊本地震や平成 30 年 6 月の大阪府北部を震源とする地震、平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年北海道胆振東部地震、令和元年房総半島台風（台風第 15 号）、令和元年東日本台風（台風第 19 号）など、全国各地で大規模な自然災害が発生しました。
- こうした中、県では、平成 28 年 3 月に「三重県復興指針」を策定するとともに、平成 30 年 3 月に、防災・減災対策において抜け・漏れ・落ちがないよう、地震・津波対策から風水害対策までを網羅する計画である「三重県防災・減災対策行動計画」とあわせて、「三重県広域受援計画」を策定するなど、県の防災・減災対策を推進するための計画に基づき、取組を進めてきました。
- また、Society 5.0 時代の超スマート社会をめざし、先端技術を活用し社会課題を解決していく取組がインフラ・防災・減災分野においても進められており、国土強靱化の推進を支えていくために積極的に活用していく必要があります。
- さらに、平成 30 年 12 月、近年の災害から得られた知見や社会情勢の変化等を反映するため、策定から 5 年が経過した国の基本計画の見直しが行われました。

(3) 改訂の目的

- このような近年の災害から得られた教訓や県の取組の進捗状況、国土強靱化の推進を図るイノベーションの進展を踏まえるとともに、見直し後の国の基本計画との調和を図るため、令和 2 年 10 月に県の地域計画の改訂を行います。

2 近年の災害の教訓及び国土強靱化に資するイノベーションを踏まえた対策

(1) 近年の災害の教訓

- 「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、平成 27 年 7 月に策定した県の地域計画の取組方針（推進方針）に基づき、「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」の達成に向けた取組を進めてきました。その概要は、次のとおりです。
大規模災害の発生後、救急・救助、医療活動等が迅速に行われるよう、県内全ての地域における広域防災拠点の整備を完了し、災害拠点病院の耐震化や防疫用品、抗インフルエンザウイルス薬などの備蓄を推進するとともに、災害医療コーディネーターの資質向上、救急救命士の養成、消防団の充実・強化などに取り組みました。

また、子どもたちの命・安全を守るため、公立小中学校の耐震化の促進、県立学校及び公立小中学校の屋内運動場等の天井落下防止対策の推進、安全性が確認できない県立学校のブロック塀の撤去などに取り組みました。

さらに、県民の皆さんの命・財産を守る防災インフラを整備するため、新名神高速道路の県内区間全線開通や国道 477 号四日市湯の山道路等の緊急輸送道路の重点整備や、河川管理施設や海岸保全施設、土砂災害防止施設等の整備、老朽化が著しい農業用ため池の耐震化、「みえ森と緑の県民税」を活用した災害に強い森林づくり、街路の無電柱化、洪水時に特化した危機管理型水位計の整備等を進めました。

加えて、県民の皆さんの適切な避難行動につながる情報を伝達できるよう、DONET を活用した津波予測・伝達システムや防災情報プラットフォームの機能強化、Twitter、LINE による「三重県版タイムライン」に基づく情報や気象情報の提供にも取り組みました。

- 一方で、平成 27 年の県の地域計画策定以降において、平成 28 年（2016 年）熊本地震や平成 30 年 6 月の大阪府北部を震源とする地震、平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年北海道胆振東部地震、令和元年房総半島台風（台風第 15 号）、令和元年東日本台風（台風第 19 号）など、全国各地で大規模な自然災害が発生しており、これらの災害の経験から明らかになった教訓を踏まえた対策を進めていく必要があります。

これらの教訓の具体例は、次のとおりです。

- ・河川が氾濫した場合に湛水深が深くなり、甚大な人命被害等が生じるおそれのある区間への対応とともに、中小河川の治水対策が必要であること
- ・災害拠点病院等について、診療機能を 3 日程度維持するための設備の増設等が必要であること
- ・土砂災害へのソフト対策について、地方公共団体における災害リスク情報の整備や土砂災害に関する情報を改善していく必要があること
- ・電柱の倒壊や倒木等による長期間にわたる大規模停電の発生や道路の閉塞を未然に防ぐ対策が必要であること
- ・ブロック塀等の倒壊や多発した小規模ため池の決壊等への課題に対応する必要があること
- ・指定避難所以外への避難、テント泊、車中泊、在宅避難等のさまざまな避難形態がある中で、被災者の把握や円滑な避難所運営が必要であること
- ・気象情報や避難情報等の防災情報を確実に伝達するとともに、住民の避難行動に結び付ける必要があること

(2) 国土強靱化に資するイノベーション

- 平成 30 年 12 月に見直しが行われた国の基本計画では、特に配慮すべき事項の一つとして、国土強靱化のイノベーションが挙げられており、「国土強靱化の推進を支えていくため、インフラ・防災・減災分野において Society5.0 時代の超スマート社会の実現を目指し、先端技術を活用し社会課題を解決していく」こととされています。

本県においても、AI や IoT、SNS (ソーシャル・ネットワークサービス) など、ICT (情報通信技術) の進歩・革新、デジタルトランスフォーメーションを積極的に活用し、豪雨・地震・津波等の規模の予測と情報提供、被害状況の推定・収集、防災機関間での情報共有・分析、被災者・避難者への災害情報の提供等、インフラ・防災・減災のあらゆる場面において、国土強靱化のイノベーションを活用することにより、県内のどの地域でも、平時から使い慣れた、即時性がありスマートで分かりやすい情報共有・伝達を実現し、全ての県民の皆さんが安全・安心に暮らせるような社会の実現をめざしていく必要があります。

3 基本的な考え方

(1) 改訂の方向性

- 国土強靱化基本法第 14 条において、「国土強靱化地域計画は国土強靱化基本計画と調和が保たれたものでなければならない。」と規定されていることから、県の地域計画は、国の基本計画を基にして策定しました。

- 国の基本計画の計画期間は設定されていませんが、今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国土強靱化の施策の推進状況等を考慮し、概ね 5 年ごとに計画内容の見直しを行うこととされており、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて、平成 30 年 12 月に見直しが行われました。

県の地域計画は、国土強靱化に関する今後の取組の方針等を示すものとして、平成 27 年 7 月に概ね 10 年先を見据えた計画として策定しました。策定から約 5 年を経て、近年の大規模自然災害の経験や教訓、国土強靱化のイノベーションを踏まえるとともに、平成 30 年 12 月に見直された国の基本計画との調和を図るために、中長期的な方向性を示す取組の指針として、概ね 5 年先を見据えて見直しを行います。今後も、必要に応じて、「みえ県民カビジョン」の改定、国の基本計画の見直し等にあわせて内容を見直すこととします。

- 県民生活・県民経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、大規模事故やテロ等によるものも想定されますが、国の基本計画では、南海トラフ地震や首都直下型地震の発生が危惧されることや、ひとたび大規模な自然災害

が発生すれば、甚大な被害が広範囲に及ぶことから、まずは対象リスクを大規模自然災害としています。

本県においては、「1 策定の背景・目的等」で示したとおり、南海トラフ地震の発生が危惧され、30年以内の発生確率が引き上げられたこと、また、近年、平成29年の台風第21号をはじめ台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向にあること等を踏まえ、国の基本計画と同様、対象リスクを大規模自然災害と設定します。

(2) 計画の推進・進行管理

- また、国は、直近の自然災害で、インフラの機能確保に関して問題点が明らかになった事象に対して、電力や空港など国民経済・生活を支え、国民の生命を守る重要インフラが、あらゆる災害に際して、その機能を発揮できるよう、全国で「重要インフラの緊急点検」を実施し、平成30年11月に点検結果と対応方策をとりまとめました。さらに、この点検結果及び対応方策のほか、ブロック塀、ため池等に関する既往点検の結果等を踏まえ、防災のための重要インフラ等及び国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持の観点から、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3年間で集中的に実施することとし、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（以下、「3か年緊急対策」と表記します。）を平成30年12月に閣議決定しました。

本県においては、3か年緊急対策を活用しつつ、「自助」「共助」「公助」の力を結集し、ソフト、ハードの両面から防災・減災、国土強靱化対策を強化してきました。引き続き、3か年緊急対策や国土強靱化地域計画に基づき実施される取組等に対する関係府省庁の支援等を活用し、取組のさらなる加速を図っていきます。

- 国においては、国土強靱化は国のリスクマネジメントとして捉えて、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを繰り返しながら取組を進めることとしています。

本県においては、「みえ県民カビジョン・行動計画」に基づく前年度の取組を評価し、評価によって明らかになった成果や課題、翌年度の改善方向等を「成果レポート」としてとりまとめています。

県の地域計画に基づく国土強靱化の取組についても、毎年度、その進捗状況を把握し、翌年度の取組に反映させていくこととします。

(3) 改訂にあたって特に配慮すべき視点

- さらに、地方創生と国土強靱化の取組は、施策の効果が災害時・平時いずれを主な対象としているかの点で相違はあるものの、双方とも同じく、地域の豊かさを維持・向上させることを目的としており、相互に連動することで相乗効果を上

げることが期待できます。このため、地方創生の取組と方向性を見定めて連携させながら、地域の魅力を高め、活性化を図ることで、ひいては東京一極集中の是正にもつながるよう、地域の強靱化に向けた取組を推進していきます。

- なお、県の地域計画に基づく国土強靱化の取組を推進することにより、「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」をはじめ、平成 27 年 9 月に国連サミットで採択された「2030 アジェンダ」における 2030 年までに達成すべき国際社会全体の開発目標である SDGs（持続可能な開発目標）の目標（ゴール）の達成に寄与するものと考えられることから、SDGs の視点にも留意しながら取組を進めます。

4 県の各種計画等との関係

(1) 防災・減災対策に係る計画

- 本県においては、大規模自然災害等のうち、南海トラフ地震等の大規模地震やそれに伴う津波に対しては、平成 23 年度から緊急的に取り組んできた津波避難対策や防災教育などの取組に加えて、災害時要援護者対策や観光客対策、緊急輸送・拠点機能の強化、復興プロセスの検討など、総合的な観点から、これからの三重県の地震・津波対策の方向性と道筋を示した「三重県新地震・津波対策行動計画」により取組を進めてきました。

また、台風の大型化や局地的大雨の頻発など、近年、急激に激化の様相を見せ、対応の厳しさを増している風水害に対しては、「三重県新風水害対策行動計画」により対策を講じてきました。

- 平成 30 年 3 月には、防災・減災対策において抜け・漏れ・落ちがないよう、地震津波対策から風水害対策までを網羅する計画として、「三重県防災・減災対策行動計画」を策定し、これまでの取組では対策が十分進まなかったものや近年の災害事例等から明らかになった課題に対応し、「防災の日常化」を実現するため、「自助」「共助」「公助」に係る 7 つの「重点的取組」を定め、特に注力して取組を進めています。

- また、平成 28 年 3 月に、大規模災害発生時にも速やかな復興作業を少しでも円滑に進められるよう、事前に復興プロセスにおいて必要となる対策を明らかにし、「復興対策の手順の明確化」を図るため、「三重県復興指針」を策定するとともに、平成 30 年 3 月には、大規模災害時に国や他県等からの応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげるため、「三重県広域受援計画」を策定しました。

(2) 各種計画等との関係

- 県の地域計画の対象リスクは大規模自然災害としており、主に想定される自然災害は地震・津波、風水害であることから、県の地域計画の改訂にあたっては、「三重県防災・減災対策行動計画」をはじめとするこれらの防災・減災対策に係る計画等を踏まえた内容としています。

第2章 脆弱性評価

1 評価の方法等

- 国の基本計画においては、平成30年6月に国土強靱化推進本部で決定した「脆弱性評価の指針」に基づき、施策分野ごとに脆弱性評価を実施しています。

具体的には、(1) 国民生活・国民経済に影響を及ぼすリスクを設定したうえで、(2) 達成すべき国土強靱化の目標（「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」の2種類）や、(3) その目標の妨げとなる事態として、仮に発生すれば国家として致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定するとともに、(4) リスクシナリオごとに現状の施策（取組）について総合的な評価を行っています。

[個別施策分野]

- 1) 行政機能／警察・消防等／防災教育等、2) 住宅・都市、
- 3) 保健医療・福祉、4) エネルギー、5) 金融、6) 情報通信、
- 7) 産業構造、8) 交通・物流、9) 農林水産、10) 国土保全、11) 環境、
- 12) 土地利用（国土利用）

[横断的分野]

- A) リスクコミュニケーション、B) 人材育成、C) 官民連携、
- D) 老朽化対策、E) 研究開発

- 県の地域計画においては、国の方法に準じて脆弱性評価を行います。

まず、(1) 県民生活・県民経済に甚大な影響を及ぼすリスクを設定したうえで、(2) 達成すべき目標（「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」の2種類）や(3) その目標の妨げとなる事態として、仮に発生すれば県に大きな影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定するとともに、(4) そのリスクシナリオごとに現状の取組を評価します。

2 想定するリスク

- 第1章の「3 基本的な考え方」で示したとおり、県民生活・県民経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに大規模事故やテロ等によるものも想定されますが、本県においては、南海トラフ地震の発生が危惧され、30年以内の発生確率が引き上げられたこと、また、近年、台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向にあること等を踏まえ、大規模自然災害を想定リスクとして捉え、脆弱性評価を行いました。

3 目標（「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」）の設定

(1) 国の基本計画の「基本目標」

○ 国土強靱化基本法では、次に掲げる基本方針に基づき、国土強靱化を推進するものとされており、国の基本計画においては、これらを「基本目標」として設定しています。

- ・人命の保護が最大限図られること
- ・国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ・国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ・迅速な復旧復興

(2) 国の基本計画の「事前に備えるべき目標」

○ 国の基本計画の見直しにあたって、平成30年8月に行われた脆弱性評価においては、これらの「基本目標」を、大規模自然災害を想定して具体化し、次の8つを「事前に備えるべき目標」として設定しています。

- ・直接死を最大限防ぐ
- ・救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ・必要不可欠な行政機能は確保する
- ・必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ・経済活動を機能不全に陥らせない
- ・ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ・制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ・社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(3) 県の地域計画の「基本目標」と「事前に備えるべき目標」

○ 県の地域計画の目標（「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」）は、本県の地域特性を踏まえつつ、国の基本計画との調和を図るため、「基本目標」は次のとおりとするとともに、「事前に備えるべき目標」は国の基本計画で設定された上記8つの目標と同じものとします。

- ・人命の保護が最大限図られること
- ・県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ・県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ・迅速な復旧復興

4 「起きてはならない最悪の事態」の設定

- 国においては、8つの事前に備えるべき目標の達成の妨げとなる事態として、45の「起きてはならない最悪の事態」（仮に発生すれば、致命的な影響が生じると考えられる事態）を設定しています。
- 国の基本計画で設定された45の「起きてはならない最悪の事態」を参考にしつつ、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、想定したリスク（自然災害）及び地理的・地形的、気候的、社会経済的等の本県の特性を踏まえて整理し、次のとおり42の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

[現行の県の地域計画から新たに追加した事態]

- ・ 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
- ・ 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
- ・ 防災インフラの長期間にわたる機能不全
- ・ 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
- ・ 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
I. 人命の保護が最大限図られること	1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-6 避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域（離島を含む）等の同時発生
		2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）の発生、混乱
		2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3 県の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態		
II. 県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-5 食料等の安定供給の停滞
		5-6 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
III. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
IV. 迅速な復旧復興	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞及び交通麻痺
		7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-5 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
		7-6 農地・森林等の被害による県土の荒廃
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復興が大幅に遅れる事態
		8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
		8-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響

5 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価

- 国においては、「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現在実施している施策の進捗状況を把握し、現在の状況で「起きてはならない最悪の事態」を回避することが可能か、不可能な場合は、何が足りないのかを分析するとともに、当該事態の回避（リスクの一部低減を含む）に向けて、現状を改善するために何が課題であり、今後、どのような施策を導入すべきかについて分析・整理しています。

また、課題の分析、整理にあたっては、必要に応じ、他の主体（他府省庁、地方公共団体、民間事業者等）との連携や他の主体の取組に関する課題、投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源に関する課題を含めています。

- 本県における脆弱性評価については、国の施策と同じような取組を本県でも実施している場合は、国の脆弱性評価の方法を参考にして分析・評価するとともに、本県の実情を踏まえて本県独自の取組を進めている場合は、その取組等も評価の対象に含めました。

なお、第1章の「4 県の各種計画等との関係」で示したとおり、「三重県防災・減災対策行動計画」等を踏まえた内容としていることから、同計画に記載された課題やそれらの課題を解決するための取組等も踏まえて評価を行いました。

6 脆弱性評価の結果

- 脆弱性評価の結果は別紙1のとおりですが、評価結果のポイントは次のとおりです。

[評価結果のポイント]

- ・国土強靱化に資する取組は、国の3か年緊急対策を活用するなど、ソフト・ハード対策の両面から既に進めているものの、まだ十分ではないことから、今後もさらに進める必要があります。
- ・行政、金融、物流、情報サービスの各施設の耐災害性の強化と並び、本県経済の停滞を防止するため、エネルギー供給網、通信網、交通網の多重化、拠点の代替性確保、それらの社会基盤の上に成り立つ産業等におけるBCP（事業継続計画）の策定とその不断の見直し及び訓練実施等による実効性の担保が必要です。
- ・国土強靱化の取組を効果的に行うためには、市町や企業等との連携が不可欠であることから、各主体と連携し、取組を進めるとともに、県内市町の地域計画の策定・改訂を促進していく必要があります。

第3章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針

1 推進方針

- 国においては、脆弱性評価結果に基づき、脆弱性評価を行うにあたり設定した12の個別施策分野と5つの横断的分野ごとに「起きてはならない最悪の事態」を回避するための推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）を示しています。

[個別施策分野]

- 1) 行政機能／警察・消防等／防災教育等、2) 住宅・都市、
- 3) 保健医療・福祉、4) エネルギー、5) 金融、6) 情報通信、
- 7) 産業構造、8) 交通・物流、9) 農林水産、10) 国土保全、11) 環境、
- 12) 土地利用（国土利用）

[横断的分野]

- A) リスクコミュニケーション、B) 人材育成、C) 官民連携、
- D) 老朽化対策、E) 研究開発

- 本県においては、第2章で実施した脆弱性評価結果に基づき、国の基本計画での検討手法を参考にして、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための推進方針を決定しました。

なお、推進方針は、脆弱性評価結果との対比が簡易となるよう、また、推進方針に基づく事業の進捗状況のとりまとめが柔軟にできるよう、リスクシナリオごとに整理しています。

- 改訂にあたって新たに設定した主な推進方針は、次のとおりです。

1-4) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

○総合的な治水対策の推進

「水防災意識社会の再構築」に向けて、国・県・市町等からなる協議会等を設置して減災のための目標を共有し、中小河川も含めた河川において、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

また、近年、気候変動予測技術の向上により、将来予測の定量的な評価が可能となってきたことから、将来の気候変動の影響を踏まえた治水対策を推進する。

2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)の発生、混乱

○一斉帰宅に伴う混乱の回避

鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報、子どもの安否情報等を逐次的確に得られる仕組みの導入や、住宅の耐震化など家族の安全を確信できる条件整備を進め、「むやみに帰宅しない」を実行することで、一斉帰宅に伴う混乱を極力

回避する。

2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

○感染症の拡大・まん延期における避難対策

新型コロナウイルス感染症のように、広範囲で感染症の拡大・まん延が続いている状況において災害が発生した場合に備えて、市町等と連携し、指定避難所以外の避難所の開設やホテル・旅館の活用等、避難者が密集しない十分なスペースの確保を行う。また、マスクや消毒液など感染症対策として必要な資材の確保を市町と連携して進める。

5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

○自立・分散型エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーや水素エネルギー、コージェネレーションシステム、LP ガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーの導入を促進することにより、エネルギー供給源の多様化・分散化を図ることで、災害リスクを回避・緩和させる。

6-1) 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

○災害からライフラインを守る事前伐採の推進

倒木による電線等の寸断を未然に防止するために、市町や電力会社等と連携して、災害からライフラインを守る事前伐採に取り組む。

8-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

○文化財の耐震化等、グリーンインフラの整備推進

石垣、復元施設等も含め、文化財及びその収蔵施設等の耐震化、防災設備の整備等を進める。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を生かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。

- リスクシナリオごとの推進方針に基づき実施する事業のうち、「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組等に対する関係府省庁の支援」の対象に位置づけられる事業については、別紙3「三重県国土強靱化地域計画に基づき実施する事業」に記載します。

なお、別紙3は、毎年度更新を行い、着実な事業の推進を図ります。

リスクシナリオ別推進方針

1 直接死を最大限防ぐ

1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

○住宅・建築物等の耐震化

耐震診断の受診を促進するとともに、補強が必要な場合の設計・工事への支援を行う。また、老朽化マンションについて、建替えを促進する。

さらに、不特定多数の者が利用するホテル、物販店舗、庁舎等の大規模建築物について、市町と連携して、耐震化を進める。加えて、大規模空間建築物の天井の脱落等を防止するための対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進めるとともに、宅地の耐震診断、耐震化を促進する。

○エレベーター閉じ込め事故対策の促進

エレベーターを最寄りの階に停止させる地震時管制運転装置等の設置を促進する。

○学校施設の耐震化

県立学校については、老朽化対策とあわせて外壁等の非構造部材の耐震対策を進める。また、公立小中学校については、市町に対して非構造部材の耐震対策の推進を働きかける。さらに、私立学校の耐震対策を促進する。

○社会福祉施設の耐震化

障がい福祉サービス施設、高齢者関係施設、児童福祉施設等の耐震化を促進する。

○病院等の耐震化

全ての病院の耐震化を進める。

○沿道構造物の倒壊防止等

沿道のブロック塀の倒壊防止、屋外広告板・窓ガラス等の落下防止等を促進する。

○交通施設の耐震化

主要駅や高架橋の耐震対策を促進する。

○無電柱化の推進

道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう、道路の安全性を高める。

○大規模災害を考慮した都市づくり

「三重県都市計画区域マスタープラン」に示す、想定される地震津波災害リスクを考慮した都市づくりの基本的な考え方にに基づき、市町における都市防災に係る施策を促進する。

○避難路等の整備

市町の避難計画に基づき、避難路等の整備に向けた支援を行う。また、避難時に自動車を用いることができない者は、徒歩等で避難することを前提に、避難経路や移動経路の整備を行う。

○避難場所等となるオープンスペースの確保

大規模地震が発生した場合に、避難場所や活動拠点として利用できる公園等の整備及び公園施設の適切な長寿命化対策を進める。

○広域的な連携体制の構築

防災関係機関との連携強化を推進することにより大規模災害時の応急体制を充実するとともに、近隣府県からの応援・受援などの連携を強化する。

○一時滞在施設の確保

災害時帰宅支援ステーションの充実を図るなど、帰宅困難者の円滑な帰宅を支援するとともに、帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者等との協定の活用を図るなど、災害時における輸送手段を確保する。

○継続的な防災訓練や防災教育等の推進

家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

○県民や企業の自発的な防災活動の促進

災害対応機関等の災害対応力向上とあわせ、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、県民の皆さんや企業等の自発的な防災活動に関する計画の策定を促進する。

1-2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

○民間事業者等との協定締結、密集市街地の改善

民間事業者等との給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、地震発生時に、特に大きな被害が予測される密集市街地において、地域住民等が、建物の更新を図り、避難地、避難路、公園等の防災施設を、地域特性に応じて整備することを促進・支援する。

○災害対応機関等の対応能力向上

県民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化するとともに、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応能力を向上する。また、大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力を向上させる。

○常備消防・消防団の充実強化

消防設備や施設の整備、救急搬送体制の整備など、常備消防の充実強化を促進する。また、大規模災害時には、公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進する。

○情報通信施策の推進

Jアラートによる緊急情報の確実な県民への伝達、SNSなどのICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。

○狭あい道路の整備促進

大規模火災時の延焼防止や消防車両等の通行確保を図るため、市町が実施する狭あい道路の拡幅整備等を促進する。

1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

○大規模災害を考慮した都市づくり

「三重県都市計画区域マスタープラン」に示す、想定される地震津波災害リスクを考慮した都市づくりの基本的な考え方にに基づき、市町における都市防災に係る施策を促進する。

○津波防災地域づくり、適切な情報提供等

県民一人ひとりの津波避難計画の普及を図っていくとともに、県民の迅速な津波避難や避難行動要支援者対策など、より実践的な防災訓練等を実施する。

また、津波からの適切な避難場所を確保し、避難所の機能強化や必要な資機材の整備を早期に進める。

防災行政無線の安定した電源確保に取り組む。また、防災みえ.jp やメール、SNS など、情報伝達手段の多重化、多様化、情報提供サービスの普及促進にも取り組む。

○防災教育の推進

公立小中学校及び県立学校の児童生徒を対象に防災教育を実施するとともに、私立学校に対しても実施を促す。

○河川・海岸堤防等の整備・耐震化及び機能保全

津波等による被害軽減を図るため、河川堤防や海岸堤防等の整備、耐震対策を実施する。

海岸堤防については、地震被害想定調査において設定される海岸部における津波高等をもとに、津波対策を進める。

その他の海岸保全施設については、施設の防護機能を維持するための老朽化対策のほか、高潮・高波による被害軽減を図るため、嵩上げ等の改良や人工リーフの設置等を進める。また、津波浸水区域内の被災後の復旧が特に困難な地域における水門等については、耐震対策を推進する。さらに、港湾・漁港施設については、老朽化対策や耐震対策を推進する。なお、海岸堤防等の整備にあたっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する。

○石油タンクの漂流防止対策

大規模津波により石油タンクが流出し、二次災害を発生させるおそれがあるため、石油タンクの漂流防止対策を推進する。

○避難路等の保全

土砂災害防止施設の整備を進め、避難路や避難場所の保全を推進する。また、道路の途絶を防ぐため、道路の無電柱化、避難行動中の路上での二次被害を防止するための歩行空間の確保や沿道のブロック塀の倒壊防止、屋外広告板、窓ガラス等の落下防止、交通安全対策等についても推進する。

○避難路等の整備

大規模津波が発生した場合に、迅速かつ円滑な避難が行われるために、市町の避難計画に基づき、避難路等の整備に向けた支援を行う。

○水門、陸閘等の自動化、遠隔操作化

津波による被害を軽減するため、津波浸水予測区域内における水門の遠隔操作化を進めるとともに、陸閘の開閉操作の自動化、遠隔操作化の整備を推進する。

○住宅・建築物等の耐震化

住宅・建築物の倒壊による津波等からの逃げ遅れや避難経路の閉塞を発生させないため、住宅・建築物の耐震化や耐震性のない空き家の除却を進めるとともに、学校施設等の老朽化対策を進める。

○海岸防災林の整備

海岸防災林については、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果が発揮されるよう、機能の維持・強化等に取り組む。

○大規模地震に備えた協力体制の構築

南海トラフ沿いで観測されうる異常な現象が生じた場合の対応について、国、関係府県、市町、関係機関等と協力して検討してする。

○さまざまな状況における避難方法の整備

港の船上など、さまざまな状況下にいる者を想定した避難方法を整えていく。

○孤立・漂流者対策

逃げ切れず、孤立・漂流した者の命を可能な限り救う方策を検討する。

○避難場所等となるオープンスペースの確保

大規模津波が発生した場合に、避難場所や活動拠点として利用できる公園等の整備及び公園施設の適切な長寿命化対策を進める。

1-4) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

○河川の整備

河道掘削や堤防、護岸、ダム等の整備・機能強化等の対策等を進める。

○河川堆積土砂の撤去

河川に堆積した土砂の撤去について、当該年度の実施箇所と今後2年間の実施候補箇所を関係市町と情報共有する「箇所選定の仕組み」にて関係市町と撤去必要箇所の優先度を検討し、選定した撤去箇所等の情報を共有しながら緊急度の高い箇所より計画的に進める。

○河川・海岸・港湾・漁港・砂防施設の点検と対策

河川・海岸・港湾・漁港・砂防施設を常時良好な状態に保つために、施設の点検を行い、施設の異常に対して対策措置を講じる。

○洪水浸水想定区域図の作成

市町が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる洪水浸水想定区域図を作成する。

○ハザードマップの作成支援

洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップ等の作成を支援する。

○災害対策用機械等の操作人材の育成

異常気象時等の防災・減災対策を迅速に行うことができる人材を育成するため、国土交通省が実施する災害対策用車両等の操作訓練に職員を派遣し、操作技術を習得させる。

○職員の人材育成

県民の皆さんとともに「防災の日常化」に取り組む職員の育成をめざして、災害に関する豊富な知識と適切な判断力を身につけ、高い防災意識を有することができるよう、「三重県職員防災人材育成指針」に基づき防災研修を実施するとともに、災害時に迅速な対応が行えるよう、訓練を実施する。

○県民による自発的な防災活動の促進

身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、県民の皆さんの自発的な防災活動に関する計画の策定を促進する。

○情報通信施策の推進

逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な県民への伝達、SNSなどICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。

○災害対応能力の向上

大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・搜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力を向上させる。

○総合的な治水対策の推進

「水防災意識社会の再構築」に向けて、国・県・市町等からなる協議会等を設置して減災のための目標を共有し、中小河川も含めた河川において、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

また、近年、気候変動予測技術の向上により、将来予測の定量的な評価が可能となってきたことから、将来の気候変動の影響を踏まえた治水対策を推進する。

1-5) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

○適切な災害情報の提供

防災行政無線の安定した電源確保に取り組む。また、防災みえ.jpやメール、SNSなど情報伝達手段の多重化、多様化、情報提供サービスの普及促進に取り組む。

○宅地災害予防対策の推進

がけ崩れや土砂の流出に伴う周辺への災害発生を未然に防止するために、梅雨期前の5月を「宅地防災月間」と定め、1ha以上の大規模な開発許可工事箇所の点検及びパトロールを実施し、開発事業者への指導を行う。

○土砂災害防止施設の整備

土砂災害が発生した場合には、人家への被害のみならず、公共施設や重要交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、砂防設備等の土砂災害防止施設を整備する。

○土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害のおそれのある区域について、市町における警戒避難体制の整備支援を強化するため、土砂災害警戒区域等を指定する。

○警戒避難体制整備等のソフト対策

市町における土砂災害ハザードマップの作成や避難勧告等を発令する際の的確な判断につなげるため、県が提供する土砂災害危険度情報などの効果的な活用による土砂災害警戒避難体制の整備を支援する。

○大規模災害を考慮した都市づくり

「三重県都市計画区域マスタープラン」に示す、想定される大規模土砂災害等災害リスクを考慮した都市計画の考え方にに基づき、市町における都市防災に係る施策を促進する。

○治山施設の整備、自然と共生した森林づくり

森林が持つ土砂流出防止等の防災機能を発揮させるため、山腹崩壊等の復旧と予防対策を進めるとともに、土砂や流木による被害を防止するための治山ダムの設置や公益的機能の発揮を促す間伐等の森林整備を進める。また、森林整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底したうえで、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを図る。

○ため池の耐震化等

農業用ため池や地滑り防止施設のうち、老朽化が著しく、大規模地震等で崩壊した場合に人命等に被害が及ぶ施設について耐震化等を進めるとともに、ため池決壊時の被害を最小化するため、ハザードマップを活用した防災訓練の実施を促進する。また、農業者の減少や高齢化の進行などにより、管理組織が脆弱化し、日常の維持管理が適正に行われないおそれがあることから、管理体制の強化を促進する。

○県民による自発的な防災活動の促進

身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、県民の皆さんの自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

○災害対応能力の向上

大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力を向上させる。

○緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携

国による地方公共団体等への支援を円滑に受け入れるため、広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE との連携強化を進める。

1-6) 避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

○情報提供手段及び情報収集手段の多様化・確実化

災害対策本部活動を情報面から支援する防災情報プラットフォームの機能強化に取り組むとともに、映像や画像を活用した災害情報を収集するための体制及び公共土木施設や建築物の被災状況を迅速に収集するための体制を整備する。

防災行政無線の安定した電源確保に取り組む。また、防災みえ.jp やメール、SNS など情報伝達手段の多重化、多様化、情報提供サービスの普及促進に取り組む。

○災害対策本部の人員・体制整備

三重県災害対策本部運営要領等の見直しを行い、災害時に迅速かつ確実に情報収集・伝達を行うことができるよう、その検証を行い、災害対策本部における機能・体制の確保・強化を図る。

○交通渋滞の回避

発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する。

○避難体制整備の支援

避難行動につながる情報を迅速に伝達するために、水防情報や土砂災害警戒情報の提供などにより警戒避難体制の整備を支援する。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

○物資輸送ルート(陸路)の確保

災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通(輸送)が確保されるよう、

高規格幹線道路や直轄国道の整備を促進するとともに、高規格幹線道路や直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成に向け、県管理道路の早期供用にに向けた取組を進める。

また、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化を推進する。

さらに、高規格幹線道路や直轄国道、地域高規格道路等の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める。

○物資輸送ルート(空路、海路)の確保

陸上輸送に加え、空中輸送を有効活用するためのヘリコプターの燃料確保対策、船舶による海上輸送を活用した体制の整備など、緊急輸送体制の整備を進める。また、被災地への円滑な物資供給などに活用が期待される「空飛ぶクルマ」について、早期の社会実装に向けた取組を推進する。

○迅速な道路啓開の態勢整備

国、市町、建設企業との連携のもと、迅速な道路啓開の態勢を整備する。また、迅速な道路啓開を展開するため、熊野灘沿岸の建設事務所管内において備蓄資機材を保有する道路啓開基地を活用するとともに、代替路の確保が困難な箇所について、道路構造を強化する。

○水道施設の耐震化等

大規模地震による被害を最小限に留めるよう、県営の水道施設の耐震化を進める。

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、市町の応急給水体制（給水拠点、確保できる水量、保有する資機材等）について、事前に情報の共有を図る。

○燃料の備蓄の促進

学校や病院において、燃料備蓄やLPガス等の活用、自家発電設備、コジェネレーションシステム等の導入等を促進する。

○民間物流施設等の災害対応力の強化

「みえ防災・減災センター」等と連携しつつ、みえ企業等防災ネットワークを活用し、企業防災人材の育成、事業継続計画（BCP）の策定促進、企業と地域との連携の促進などにより、災害時における連携・協力企業の災害対応力を強化する。

○各家庭における備蓄量の確保

発災直後に地域で自活する備えとして、水や飲料など個人備蓄に係る意識の浸透と定着をめざして、啓発活動を実施する。

○近隣府県、市町、民間事業者等と連携した物資調達・供給体制の構築

中部圏及び近畿圏との災害時における物資提供等に関する応援協定に基づき、連携強化を図るとともに、市町との広域的な応援・受援体制の整備に向けて、「三重県市町災害時応援協定」に基づく物資支援体制について検討を進める。また、民間事業者等との災害時における広域連携・支援体制を確立するため、協力協定の締結・拡充を進める。

○災害情報の収集・提供手段の確保

災害関連情報の収集・提供を行うため、早期の被害情報の把握等を行うシステムの構築・整備など、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する。

○交通渋滞の回避

交通渋滞により、災害応急対策等に從事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報を把握し、交通対策への活用を進める。また、通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、県民の皆さんの理解と協力を促す。

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域(離島を含む)等の同時発生

○緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備

災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通(輸送)が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁の耐震化や無電柱化を引き続き推進するとともに、迅速な道路啓開を展開するため、道路啓開基地の整備、道路構造の強化に取り組む。

また、緊急時の救助・救援を担う高規格幹線道路及び直轄国道の整備促進、県管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、高規格幹線道路や直轄国道、地域高規格道路等の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める。

さらに、地震や津波による地域の孤立を防ぐため、避難路となる道路上にある橋梁の耐震化を推進する。

加えて、災害時においては、空からのアクセスも可能となるようあらかじめ離着陸場となる地点の指定等を行うとともに、必要な装備を整備する。

○雨量規制区間の代替ルートの確保

台風や集中豪雨による地域の孤立を防ぐため、雨量規制区間の代替ルートの確保に向けた道路の整備や交通規制情報等を適切に提供する対策を推進する。

○拠点となる指定避難所の機能強化への支援等

災害時における集落の孤立可能性について把握するとともに、市町が実施す

る、拠点となる指定避難所の機能強化を支援する。

○災害発生時に避難路となる林道、農道及び漁港関連道の整備

農山漁村地域において、集落や漁港と幹線道路等を結ぶ避難路として重要な林道、農道及び漁港関連道を整備する。

○河川・海岸堤防等の整備・耐震化及び機能保全

津波等による被害軽減を図るため、河川堤防や海岸堤防等の整備、耐震対策を実施する。

海岸堤防については、地震被害想定調査において設定される海岸部における津波高等をもとに、津波対策を進める。

その他の海岸保全施設については、施設の防護機能を維持するほか、嵩上げ等の改良や人工リーフの設置等を進める。また、津波浸水区域内の被災後の復旧が特に困難な地域における水門等については、耐震対策を推進する。さらに、港湾・漁港施設については、老朽化対策や耐震対策を推進する。なお、海岸堤防等の整備にあたっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する。

○漁港施設の耐震対策

離島及び交通脆弱地にある漁港について、緊急時における物資輸送拠点とするため、耐震強化岸壁等を整備する。

○災害発生後の機動的・効率的な活動の確保

災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、災害対策本部における初動期の機能・体制の確保・強化を行うとともに、被災地の情報を迅速かつ確実に収集するため、災害時の情報収集を強化する。また、孤立地域への物資供給や人員搬送などで活用が期待される「空飛ぶクルマ」について、早期の社会実装に向けた取組を推進する。

○民間備蓄等との連携

災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の締結・拡充を進める。

○被災による機能低下の回避

大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続又は早期復旧の必要のある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、三重県業務継続計画（BCP）の実効性を確保する。

また、大規模災害発生時における優先業務の継続性を確保するため、三重県警察業務継続計画の継続的な見直しを行う。

○災害情報の収集・活用

被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案のため、可搬型衛星無線装置

やヘリコプターテレビシステムなどにより収集した映像・画像の災害情報を活用する。

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

○救助機関の災害対応力強化

東日本大震災の災害対策活動から得た連携強化に資するさまざまな教訓をもとに、対策を検討し防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の応急態勢を充実させる。

○災害対応能力の向上

大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力を向上させる。

また、他県警察等との合同訓練の実施により、災害現場における部隊間の連携を強化する。

○常備消防の充実強化

消防設備や施設の整備、救急搬送体制の整備など、常備消防の充実強化を促進する。

○災害医療の体制整備

発災時に災害拠点病院等が連携して円滑に医療を提供できる体制及び災害医療コーディネーターによる災害医療のコーディネート機能が十分に発揮される体制を整備する。

また、DMAT（災害派遣医療チーム）隊員に対する訓練や研修の充実強化を図る。

○消防団員等の人材育成

災害発生時に的確に対応しうる消防力の確保、強化を図るため、消防職員、消防団員に対する教育訓練を実施する。また、自主防災組織による活動を活性化するため、リーダー研修を実施する。

○合同訓練等の実施

住民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化するとともに、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応力を向上させる。

○警察施設、消防施設の耐震化等

大規模災害発生時に、警察、消防機関が機能するため、施設の耐震化や津波浸水被害対策を進める。

○情報通信機能の耐災害性の強化

東日本大震災発生時の通信途絶の発生状況を踏まえ、現在県と市町の間で定めている「非常通信ルート」について見直しを進め、情報通信機能の耐災害性を強化する。

○広域連携の強化

災害応急対策活動における応援・受援の拠点となる広域防災拠点の整備・機能強化に取り組むとともに、災害時の支援等に係る協定の締結の促進、他府県、関係府省庁との訓練を通じた連携強化、県内外からの災害ボランティア等の受入体制の整備などに取り組む。

○住宅・建築物等の耐震化

住宅・建築物の耐震化等を進め、負傷者の発生を抑制する。

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

○災害時の石油類燃料の確保

災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の締結・拡充を進める。

○災害拠点病院での電源確保

災害拠点病院が機能停止とならないよう、非常用発電装置の電源確保等の整備を促進する。

○インフラの整備・保全

エネルギー供給を支えるインフラの被災リスクを軽減するため、道路の防災対策や無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する。

2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)の発生、混乱

○一時滞在施設の確保

沿道に拠点を有する事業者との協定締結等により災害時帰宅支援ステーションの充実を図るなど、帰宅困難者の円滑な帰宅を支援する。

○インフラの整備・保全

帰宅に必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災対策や無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する。

○交通渋滞の回避

交通の安全と円滑を確保するため、信号機電源付加装置をはじめとする災害に強い交通安全施設等の整備や信号機が滅灯した交差点に警察官を配置し、交通整理を実施する。

また、通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に時期を失することなく提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、県民の理解と協力を促し、交通渋滞を緩和する。

○代替輸送手段の確保等

帰宅困難者（観光客を含む）や避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者等と協定を締結するなど、災害時における輸送手段を確保する。

○観光地の防災対策

観光事業者や観光関係団体、市町等が主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、避難誘導や帰宅支援など観光客の安全・安心を確保するための先進事例の共有や課題検討等を行う場を設けることにより、具体的な対策を促進する。

○一斉帰宅に伴う混乱の回避

鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報、子どもの安否情報等を逐次的確に得られる仕組みの導入や、住宅の耐震化など家族の安全を確信できる条件整備を進め、「おやみに帰宅しない」を実行することで、一斉帰宅に伴う混乱を極力回避する。

○鉄道施設の耐震化

鉄道施設の被害を最小化するため、鉄道施設の耐震化を促進する。

2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

○適切な医療機能の提供

県内の病院、特に災害拠点病院や災害医療支援病院等がいざというときに機能不全に陥らないように、耐震対策の実施や、医療従事者の確保に向けた取組を進めるとともに、電源、水、医薬品等について十分検討のうえ、平常時から確保しておく、又は確保できる体制を整備する。

また、災害時においても病院が継続して医療を提供できるよう、全ての病院がBCPの考え方に基づく病院災害対応マニュアルを整備する。

○介護保険施設の相互支援協定の締結促進

災害時において、施設間で入所者の避難等の相互支援が円滑に行われるよう

相互支援協定の締結を促進する。

○インフラの着実な整備・保全

災害発生時に人員や物資などの緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化や無電柱化を引き続き推進するとともに、迅速な道路啓開を展開するため、道路啓開基地の維持管理及び道路構造の強化に取り組む。また、緊急時の救助・救援を担う高規格幹線道路及び直轄国道の整備促進、県管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、高規格幹線道路や直轄国道、地域高規格道路等の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める。

○交通渋滞の回避

交通渋滞により、緊急自動車が到達できない事態を回避するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集を行うとともに、必要な交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に時期を失せず提供する。

また、緊急通行路の確保を行い、緊急車両を優先的に通行させたり、信号機の滅灯した交差点に警察官を配置することで交通渋滞を緩和する。

○医療リソースの需要軽減

相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築し、医療リソースの需要を軽減する。

○医療に必要な水の確保

人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平時からの地下水活用など水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築する。また、下水道が使用できない場合にも備える。

○負傷者の搬送先の確保

多数の負傷者が発生した際、人的被害を最小限に抑えることができるよう、重症度に応じた搬送先を確保するため災害拠点病院をはじめとした医療機関と連携し体制を整備する。

○災害派遣医療チーム(DMAT)等の体制整備

災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）については、被害想定等を踏まえた必要チーム数を考慮し、計画的に養成していくとともに、災害経験を踏まえ、定期的な養成体制及び活動内容の見直しや情報システムなど装備の改善を行い、常に能力を維持・向上させる。DMAT・DPAT以外にも、災害時の医療支援活動等に対応できる、職種を横断した人材養成に取り組む。

○被災時の適切な活動体制の整備・人材育成

被災時に災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置し、支援に参集した保健医療活動チーム等の派遣調整業務を行うなどにより、被災各地区の保健医療ニーズに応じた資源配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する。また、派遣調整等に係る助言及び支援を行う人材である災害医療コーディネーターを養成する。さらに、医薬品等の確保・供給や薬剤師に関する派遣調整等を行う人材である災害薬事コーディネーターも養成する。

○SCUの整備

被災地内で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し治療できるよう、航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)に必要な資機材や消耗品を配備する。また、SCUを円滑に設営できるよう訓練を通して体制を整備する。

○住宅・建築物等の耐震化

住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止対策等に取り組む。

2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

○感染症の発生・まん延防止

感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。また、消毒や害虫駆除を行うための体制等を構築する。

○避難者の感染症対策

避難者に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、O157などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つ。加えて、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を、各市町において検討するよう促す。

○感染症の拡大・まん延期における避難対策

新型コロナウイルス感染症のように、広範囲で感染症の拡大・まん延が続いている状況において災害が発生した場合に備えて、市町等と連携し、指定避難所以外の避難所の開設やホテル・旅館の活用等、避難者が密集しない十分なスペースの確保を行う。また、マスクや消毒液など感染症対策として必要な資材の確保を市町と連携して進める。

○下水道業務継続計画(下水道BCP)の更新、拡充

大規模災害時のリスク軽減のため、下水道業務継続計画(下水道BCP)の更新、拡充を進めるほか、定期的に訓練を実施し、実効性を高める。

○下水を速やかに排除、処理するための施設整備

総合病院や広域防災拠点をはじめ、市街地から発生する下水を速やかに排除するため、関連市町と連携を図りながら、下水道未整備区域の解消に向けて、施設整備を進める。

○下水道施設の耐震化・耐水化対策

基幹施設である流域下水道について、施設の耐震診断を実施し、必要に応じて耐震化対策を進める。また、津波により浸水が想定される施設について、耐水化対策を進める。

○水害対策の推進

屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する。

○医療活動を支える取組の推進

医療活動を支える取組を着実に推進する。

○衛生管理に必要な物品の確保

避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保する。

○住宅・建築物等の耐震化

住宅・建築物の倒壊による避難者の発生を抑制するために、住宅・建築物の耐震化を進める。

2-8) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

○避難所における良好な生活環境の確保

避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、屋内運動場等の天井等落下防止対策などの非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保を優先して進めるとともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化、空調設備の整備など、避難所としての防災機能も強化する。

○要配慮者への対応

避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した避難所運営マニュアルの策定を推進する。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保する。

○県民による自発的な防災活動の促進

地区防災計画制度の普及・啓発等により、県民の皆さんの自発的な行動計画策定を促すとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

○避難所における必要物資の確保

避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、危機時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、ラストマイルも含めて円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。

○避難所以外での避難者に対する支援

車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係府省庁、市町等との連携スキームを構築する。また、迅速な被災者支援のために市町による被災者台帳作成の事前準備を促進する。

○被災者のケア体制の構築

主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、市町、医療関係者、NPO、地域住民等と連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。

○防災拠点の耐震化

災害時に防災拠点となる庁舎等についても耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かない。また、災害対策本部内に設置する保健医療調整本部や保健所の指揮調整機能の支援のための訓練を受けたチームを養成すること等により、被災各地区の保健医療ニーズに応じた各保健医療活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する。

○被災時の医療確保

かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、他の医療機関で被災者の投薬歴等を参照し、適切な処置を行う。

○発災後の住まいの多様な供給に向けた取組

住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に市町が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知する。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示す。

○被災者の生活支援に向けた取組

避難所から仮設住宅、復興住宅へのように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化

○被災による警察機能低下の回避

被災による警察機能の低下防止に向け、警察施設の耐災害性の向上や装備資機材の充実強化を図るとともに、実災害を想定した実戦的な訓練や関係機関との合同訓練の実施による災害対処能力の向上、防災関係機関等相互の連携を強化し、治安の悪化に対応する体制づくりを進める。

3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

○交通渋滞・交通事故の回避

大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞や交通事故を回避するため、信号機電源付加装置を整備する。

○安全かつ円滑な道路交通の確保

交通情報を集約し、迅速かつ的確な交通規制を実施するなど、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する。また、一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する。

3-3) 県の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

○災害対策本部の体制整備等

初動体制等に係る災害対策本部活動計画の見直しを行い、災害時に迅速な対

応ができるよう、検証を行う。また、災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電・断水を想定した庁舎自家発電施設の燃料や水の確保方策について、地震被害想定調査の結果に基づく再点検も含め、必要な検討を行う。

また、被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に市町において被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう、助言等を行う。

○学校施設の耐震化

県立学校については、老朽化対策とあわせて外壁等の非構造部材の耐震対策を進める。また、公立小中学校については、市町に対して非構造部材の耐震対策の推進を働きかける。

○警察施設、消防施設の耐震化等

大規模災害発生時に、警察、消防機関が機能するため、施設の耐震化や津波浸水被害対策を進める。

○避難所での電力の確保

電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する。

○周辺インフラの整備・保全

県の施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災対策や無電柱化、港湾・漁港施設の耐震・耐津波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する。

○被災による機能低下の回避

大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続又は早期復旧の必要のある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、三重県業務継続計画（BCP）の実効性を確保する。

また、災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段の確保等をするとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、さまざまな事態を想定した教育及び明確な目的をもった合同訓練等を継続する。

○外部からの支援による業務継続体制の強化

職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策に取り組む。

○災害対応力の向上

平時から、三重県復興指針の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等をハンドブック・事例集として共有し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う対応力を向上させる。

○県民による自発的な防災活動の促進

地区防災計画制度の普及・啓発等により、県民の皆さんの自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

○長期電源途絶時における情報通信システムの機能維持

災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電を想定した庁舎自家発電施設の燃料の確保方策について、地震被害想定調査の結果に基づく再点検も含め、必要な検討を進める。

東日本大震災発生時の通信途絶の発生状況を踏まえ、現在県と市町の間で定めている「非常通信ルート」について見直しを進め災害発生時における非常通信を確保する。

○インフラの整備・保全

電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する。また、停電発生時における公共土木施設の機能維持に必要な停電対策や、地域の電力安定供給のため公共土木施設の節電対策を推進する。

○警察の情報通信システム基盤の耐災害性向上

民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、警察の情報通信システム基盤の耐災害性の向上を図る。

○土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害のおそれのある区域が明らかになったことから、市町の行う警戒避難体制の整備支援を強化するため、土砂災害警戒区域等の指定を進める。

4-2) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

○情報提供手段の多様化・確実化

県民の迅速な避難行動を促すため、防災みえ.jp やメール、SNS など情報伝達手段の多重化、多様化、情報提供サービスの普及促進や県ウェブサイトを活用した情報提供に取り組む。

○道路の被災に起因する交通渋滞の回避

道路の液状化対策、橋梁耐震化、斜面对策等により、発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する。

○救助機関の災害対応力強化

大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力を強化する。

○情報通信機能の耐災害性の強化

通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進める。

○記憶媒体損失の回避

システムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実する。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

○企業における事業継続計画(BCP)策定の促進

事業者等における自主的な防災対策を促すため、「みえ防災・減災センター」等と連携しつつ、啓発活動やハンズオン支援により、事業継続計画(BCP)等の策定を促進する。

○インフラの整備・保全

道路の防災対策や無電柱化、港湾・漁港施設の耐震・耐津波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する。

○企業による事業継続の取組促進

企業が事業継続の取組の行動を起こしやすくするため、「みえ防災・減災センター」等と連携して、地域の具体的な被害予測等のきめ細かな情報の提供を行うとともに、総合相談窓口等の体制を整える。

○企業防災に関する人材育成

中小企業・小規模企業による事業継続計画(BCP)の策定を促進するため、

防災・減災の専門知識を備えた人材の育成・確保を進める。

5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

○企業における事業継続計画(BCP)策定の促進

事業者等に対してエネルギー供給が停止した際に備えた自主的な防災対策を促すため、「みえ防災・減災センター」等と連携しつつ、啓発活動やハンズオン支援により、事業継続計画(BCP)等の策定を促進する。

○燃料供給ルート(陸路)の確保

災害発生時に人員や物資など緊急輸送に係る交通(輸送)が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化を引き続き推進する。

また、迅速な道路啓開を展開できる態勢を確保するとともに、被災した公共土木施設に対する応急復旧態勢を強化する。

さらに、発災後でも社会経済活動を機能不全に陥らせないために、高規格幹線道路及び直轄国道の整備促進、県管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、高規格幹線道路や直轄国道、地域高規格道路等の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める。

○燃料供給ルート(空路・海路)の確保

陸上輸送に加え、空中輸送を有効活用するためのヘリコプターの燃料確保対策、船舶による海上輸送を活用した体制の整備など、緊急輸送体制を整備する。

○コンビナート防災訓練の実施

エネルギーサプライチェーンの確保を念頭に置いた関係機関による合同訓練の実施を促進する。

○エネルギー供給施設の災害に備えた訓練の実施等

災害時石油供給連携計画並びに災害時石油ガス供給連携計画、系列BCPについて、訓練の実施や、関係者間における優良事例の展開を図ること等により実効性を高める。

○ライフラインに係る防災対策の推進

住民拠点SSの整備や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となるサービスステーション・LPガス中核充填所の災害対応力の強化を促進する。また、燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆるSS過疎地問題の解決に向けた対策を支援するとともに、燃料備蓄など需要家側の対策についても支援を行う。

○自立・分散型エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LP ガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーの導入を促進することにより、エネルギー供給源の多様化・分散化を図ることで、災害リスクを回避・緩和させる。

5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

○三重県石油コンビナート等防災計画の実効性の担保

「三重県石油コンビナート等防災計画」について、定期的な見直しを行うとともに、訓練や関係機関の連携強化を通じ、実効性を担保する取組を推進する。

○コンビナート設備の耐震化

コンビナートに係る設備の耐震化や護岸等の強化など地震・津波対策を促進する。

○石油タンクの耐震改修の促進

石油タンクの耐震基準への適合率を高めるため、耐震改修を促進する。

○高圧ガス設備の耐震改修促進

高圧ガス等を取り扱う事業者に対して、保安検査、立入検査等を実施し、地震・津波対策を促進する。

○コンビナート周辺対策

火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺地域の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する。

○コンビナート災害に備えた訓練の実施

コンビナートの災害に備え、関係機関との合同訓練の実施を促進する。

○港湾機能継続計画(港湾 BCP)の実効性の確保

製油所・油槽所が存在する四日市港において、関係者が連携して、港湾機能継続計画（港湾 BCP）の実効性を確保する。

5-4) 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による人流・物流への甚大な影響

○発災後の経済活動の機能不全を防ぐ道路ネットワークの整備

緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担うとともに、発災後でも地域産業・経済活動を支える基盤となりうる、高規格幹線道路や直轄国道の整備促

進を図るとともに、高規格幹線道路や直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成に向け、県管理道路の早期供用にに向けた取組を進める。

また、災害発生時に人員や物資などの緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化、斜面崩落防止対策、盛土補強、液状化対策、無電柱化等を推進するとともに、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する。

さらに、高規格幹線道路や直轄国道、地域高規格道路等の未事業化区間の早期事業化を促進する。

○港湾機能継続計画(港湾 BCP)の実効性の確保等

被災後も港湾・漁港機能を継続させるため、漁港業務継続計画（漁港 BCP）の策定を進め、策定済みの港湾機能継続計画（港湾 BCP）とともに実効性の向上に向けた取組を進める。

○輸送機関相互の連携・代替性の確保

公共交通の分断の態様によっては、現状において代替機能が不足することが想定され、輸送機関ごとの代替性の確保だけでなく、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討する。

○鉄道施設や港湾施設等の耐震対策などの推進

災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるように、鉄道施設の耐震対策、漁港・港湾施設の老朽化対策や耐震対策、道路の無電柱化を推進する。

○リニア中央新幹線の整備促進

「リニア中央新幹線」については、我が国の経済社会を支える東西大動脈の代替輸送ルート of 輸送モード相互の連携・代替性の確保に向けて、その超高速性により国土構造の変革をもたらす国家的見地に立ったプロジェクトであることから、東京・大阪間の一日も早い全線開業をめざして、国に働きかける。

○的確な交通情報の提供

万一の交通遮断時にも甚大な影響を回避するため、現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供する。

○幹線交通分断の回避

幹線交通の分断を回避するため、老朽化対策、道路啓開の計画策定、道路・航路啓開に係る連携強化、農林道その他迂回路となりうる道の情報把握と共有、信号機電源付加装置をはじめとした交通安全施設等の整備等を進める。

5-5) 食料等の安定供給の停滞

○食品産業事業者等の事業継続計画(BCP)の策定

事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、「みえ防災・減災センター」等と連携しつつ、講演会の開催や広報活動により、事業継続計画(BCP)の策定を促進する。

○食品産業や関連産業事業者(運輸、倉庫等)との協力体制の拡大

災害時における広域連携・支援体制を確立するため、食品産業事業者や関連産業事業者(運輸、倉庫等)との協力協定の締結・拡充を進める。

○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化

想定される大規模災害に備え、被災農地の早期復旧と営農再開に向けた対策を講じた三重県農業版 BCP の普及啓発を行い、関係事業者等の BCP の策定を進める。

水産業の早期再開をめざすため、漁港の耐震強化岸壁の整備の推進、地震等の災害発生時に施設が破損し、背後集落に被害を及ぼすおそれがある漁港施設等の機能保全対策を行うとともに、流通拠点漁港における水産業 BCP の策定を促進する。

また、老朽化が著しく地震等の災害発生時に、農地や一般公共施設等に被害を及ぼすおそれのある土地改良施設(ため池・排水機場・頭首工等)について、必要な機能保全対策等を行う。

さらに、避難路として活用できる農道について、橋梁の耐震診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化等を着実に推進する。

5-6) 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

○水道事業者間における連携の強化

上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化を進めるとともに、市町や水道事業者間等との連携による人材やノウハウの強化等を進める。

○広域的な応援体制の整備及び雨水等の利用等の推進

大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用の促進に関する法律(平成26年法律第17号)に基づく雨水の利用や、再生水の利用などの水資源の有効な利用等を普及・促進する。

○渇水に係る関係者による情報共有及び水資源の有効活用等の推進

気候変動等の影響により、今後さらなる渇水等の高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水循環基本法(平成26年法律第16号)、「水循環基本計画」(平成27年7月10日閣議決定)

に基づき、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用、危機時の代替水源としての地下水活用等に取り組む。

○水道施設の機能強化

老朽化が進む上水道、工業用水道、農業水利施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1) 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

○発電所・送電線網等の災害対応力の強化

災害時におけるライフライン機能の維持確保、早期復旧を図るため、ライフライン関係機関（電力、ガス、水道）との間で、各機関の災害対策について情報を共有する。

○災害からライフラインを守る事前伐採の推進

倒木による電線等の寸断を未然に防止するために、市町や電力会社等と連携して、災害からライフラインを守る事前伐採に取り組む。

○石油タンクの耐震改修の促進

石油コンビナートで起こりうる災害の形態、規模や影響などを事前に把握し、コンビナートの防災対策を推進する。

○港湾機能継続計画(港湾 BCP)の実効性の確保

製油所・油槽所が存在する四日市港において、関係者が連携して、港湾機能継続計画（港湾 BCP）の実効性を確保する。

○エネルギー供給施設の災害に備えた訓練の実施

エネルギー供給施設の災害に備え、関係機関による合同訓練の実施等を促進する。

○自立・分散型エネルギーの導入促進

エネルギー供給源の多様化・分散化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

○上水道、工業用水道施設の耐震化等

大規模地震による被害を最小限に留めるよう、県営の水道・工業用水道施設の耐震化を進める。

また、市町における水道施設の耐震化等、ライフラインの機能強化を促進する。

○広域的な応援体制の整備

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、市町の応急給水体制（給水拠点、確保できる水量、保有する資機材等）について、事前に情報を共有する。

○関係機関との連携及び水資源の有効活用等の推進

大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、TEC-FORCE 等との連携強化、地下水の危機時における代替水源に関する検討を進めるとともに、雨水の利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号）に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・促進する。

○上水道、工業用水道施設の洪水対策等

上水道、工業用水道施設が被害を受けないよう洪水対策等を進める。

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

○下水道施設の耐震化・耐水化対策

基幹施設である流域下水道について、施設の耐震診断を実施し、必要に応じて耐震化対策を進める。また、津波により浸水が想定される施設について、耐水化対策を進める。

○下水道施設の老朽化対策

今後、老朽化の進行が見込まれる流域下水道施設に対して、計画的な点検、調査を行い、必要となる改築・更新を実施するなど施設の健全性を維持する。

○下水道業務継続計画(下水道 BCP)の更新、拡充

大規模災害時のリスク軽減のため、下水道業務継続計画（下水道 BCP）の更新、拡充を進めるほか、定期的に訓練を実施し、実効性を高める。

○農業集落排水施設等の老朽化対策、耐震化の推進

避難所等からの排水を受ける農業・漁業集落排水施設や管路及び緊急輸送道路等に埋設されている管路について、必要な老朽化対策を行うとともに、耐震

検討及び耐震化を行う。

○合併浄化槽への転換促進

浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する。

6-4) 交通インフラの長期間にわたる機能停止

○輸送機関の確保

災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送機関ごとの代替性の確保だけでなく、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討する。

○必要なインフラの整備・保全

災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送ルートを確保するため、道路の無電柱化、地震・津波・洪水・土砂災害・風水害・雪害対策や治山対策、施設の老朽化対策等を着実に進める。

○落石等の危険がある要対策箇所の点検と対策

豪雨等による災害や道路冠水による通行止めなどを未然に防止するため、落石等の危険がある要対策箇所やアンダーパス部、冠水が想定される箇所の点検を実施し、変状等が確認された箇所の必要な対策を実施する。

○道路啓開態勢の整備

発災後、地域交通ネットワークの途絶からの復旧のための迅速な道路啓開の展開に向けて、国・市町・建設企業との連携した訓練の実施や、道路構造の強化、道路啓開基地の整備などの態勢を整備する。

○被災による機能低下の回避

大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続又は早期復旧の必要がある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、三重県業務継続計画（BCP）や三重県警察業務継続計画を継続的に見直し実効性を確保していくとともに、装備資機材を充実強化する。

6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

○必要なインフラの整備・保全

大規模地震想定地域等における海岸堤防等の防災インフラについては、計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進めるとともに、津波被害リスクが高い河川・海岸において、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、海岸防災

林等の整備を推進する。

○緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携

大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、TEC-FORCE との連携強化、迅速な応急・災害復旧のための研修や講習会の開催、技術支援等を進める。

○関係機関との情報共有

国の総合防災情報システム、統合災害情報システム、SIP4D 等を活用し、関係機関との情報共有を円滑に行う。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

○救助活動能力(体制、装備資機材、人材)の充実強化

大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察活動を的確に実施するための体制及び装備資機材の整備、消防設備や施設の整備、救急搬送体制の整備など、救助活動能力の充実強化を促進するとともに、消防団員、自主防災組織リーダーの教育訓練の充実強化を図る。また、DMAT（災害派遣医療チーム）の実働訓練を行い、災害時の医療体制の充実強化を図る。

○交通渋滞の回避

大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞を回避する。

○危険な密集市街地の解消に向けた取組

地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において、地域住民等が、建物の更新を図り、避難地、避難路、公園等の防災施設を、地域特性に応じて整備することを促進・支援する。

○住宅・建築物等の耐震化

住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建替え促進を含め、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援を行うなど耐震化を促進する。

○各種施設の耐震化等

官庁施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、公営住宅、医療施設、社会福祉施設等について、耐震化や、天井等非構造部材の落下防止対策、老朽化対策等を進める。

○緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備

道路の閉塞が避難や消防活動の妨げとならないよう、道路の橋梁耐震補強化、斜面崩落防止対策、盛土補強、液状化対策、無電柱化等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる高規格道路等の整備、緊急車両の進入路の整備等を進める。また、道路の通行可否情報を効率的に収集するため、自転車を活用したパトロール等を検討し、配備・訓練する。

○避難場所等となるオープンスペースの確保

大規模火災が発生した場合、避難場所や活動拠点として利用できる公園等の整備及び公園施設の適切な長寿命化対策を進める。

○水道の耐震化等

地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、上水道、工業用水道施設の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用を検討する。

7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生

○コンビナート災害の発生・拡大防止

石油コンビナートで起こりうる災害の形態、規模や影響などを事前に把握し、防災関係機関が連携してコンビナートの防災対策を推進する。

○危険物質取扱施設の災害対策

高圧ガス等を取り扱う事業者に対して、保安検査、立入検査等を実施し、地震・津波対策の徹底を図るとともに、危険物施設の安全管理者に対する講習会を実施し、危険物等施設の安全対策を促進する。

○堤防、護岸の整備及び機能保全

河川堤防や海岸堤防等の整備、耐震対策を実施する。なお、海岸堤防については、地震被害想定調査において設定される海岸部における津波高等をもとに、津波対策を進める。

その他の海岸保全施設については、施設の防護機能を維持するための老朽化対策のほか、高潮・高波による被害軽減を図るため、嵩上げ等の改良や人工リーフの設置等を進める。

○石油タンクの漂流防止対策

大規模津波により石油タンクが流出し、二次災害を発生するおそれがあるため、石油タンクの漂流防止対策を推進する。

○漂流物防止対策

津波漂流物による二次的な被害を軽減するため、関係事業者に減災対策の取

組を啓発するとともに、養殖施設の構造検証及び改良の取組を支援する。

○コンテナ周辺対策

火災、煙、有害物質等の流出により、コンテナ周辺的生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する。

7-3) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞及び交通麻痺

○沿道の建物倒壊対策

県が指定する緊急輸送道路沿いの建築物で、大規模地震時に倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、不特定多数の者の円滑な避難を困難とする可能性のある建築物について、耐震化を促進する。

○住宅・建築物等の耐震化

住まいとまちの安全性を高めるために、倒壊のおそれのある昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進するとともに、耐震性が不足する場合は、耐震改修のための設計・工事や除却工事への支援を行う。また、不特定多数の者が利用するホテルや物販店舗等の大規模建築物について、市町と連携し、耐震化を進める。

○災害情報の収集・活用

被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案のため、可搬型衛星無線装置やヘリコプターテレビシステムなどにより収集した映像・画像の災害情報を活用する。

○交通渋滞の回避

大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞を回避する。

○沿道構造物の倒壊防止等

沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、ブロック塀等の倒壊、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める。

○被災建築物応急危険度判定士の養成

大規模地震の際に、被災した建築物が余震などにより倒壊し被害にあう二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定を行う判定士を養成する。

○被災建築物応急危険度判定コーディネーターの確保

被災建築物応急危険度判定コーディネーターは、大規模地震後、被災建築物

応急危険度判定を実施する際に、判定実施本部（市町）と判定士との連絡調整役を担うことから、判定実施主体となる市町単位の必要人数を確保する。

○被災宅地危険度判定士の養成

宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の二次災害を防止する目的で被災宅地危険度判定を実施するために、判定士を養成する。

○交通におけるリダンダンシーの確保

災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため、分散化する。

○緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携

国による地方公共団体等への支援を円滑に受け入れるため、広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE との連携強化を進める。

○狭あい道路の整備促進

大規模火災時の延焼防止や消防車両等の通行確保を図るために、市町が実施する狭あい道路の拡幅整備等を行う事業を促進する。

7-4) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

○ため池の耐震化等

農業用ため池や地滑り防止施設のうち、老朽化が著しく、大規模地震等で崩壊した場合に人命等に被害が及ぶ施設について、耐震化等を進めるとともに、ため池決壊時の被害を最小化するため、ハザードマップを活用した防災訓練の実施を促進する。また、農業者の減少や高齢化の進行などにより、管理組織が脆弱化し、日常の維持管理が適正に行われないおそれがあることから、管理体制の強化を促進する。

○ハードとソフトを組み合わせた対策

地滑り対策などについて、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策を行う。

○土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害のおそれのある区域が明らかになったことから、市町の行う警戒避難体制の整備支援を強化するため、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。

○情報提供手段及び情報収集手段の多様化・確実化

施設管理については、より効率的な点検・診断を行う。また、地図情報・防

災情報などの多様なデータを管理できるよう、防災情報プラットフォームの機能強化を図り、災害時に活用する。

○警戒避難体制整備等のソフト対策

地滑り等が発生した場合に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、市町が適切に住民の避難指示の判断ができるよう、緊急調査を実施し、被害が想定される区域・時期の情報を市町に提供する。

○森林の適正な管理や総合的かつ効果的な治山対策

災害に強い森林づくりをめざして、航空レーザ測量の成果を生かしつつ、森林の適正な管理を推進する。山地災害については、発生のおそれの高い箇所的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施、流木災害への対応強化を進める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を生かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。

○救助活動能力(体制、装備資機材、人材)の充実向上

震災リスクの高い場所への人口の集中を解消することも検討していく。また、災害対応機関等の災害対応力向上とあわせ、大規模災害も想定し、消防団等の充実強化を促進する。さらに、身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

7-5) 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

○有害物質の流出対策等

有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止する取組を進める。

○高圧ガス施設の地震対策

高圧ガス等の漏洩を防止するための耐震対策を促進する。

7-6) 農地・森林等の被害による県土の荒廃

○農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理

地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による農地等の保全管理が困難となるため、地域の主体性・協働力を生かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を支援し、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する。

○適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策

森林の整備及び保全等を適切に実施しなければ、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれ、山地災害の発生リスクも高まるため、適切な間伐等の森林整備や森林病虫害対策、基盤となる林道等の整備、総合的かつ効果的な治山対策など、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が発揮されるための総合的な対応をとる。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を生かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。

○自然と共生した多様な森林づくり

森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底したうえで、地域に根差した植生を用いる等、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

○土砂災害防止対策等の推進

土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築及び迅速な復旧に向け、先進技術の活用を図る。また、近年の土砂災害発生状況を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進する。

○公園施設の整備・長寿命化の推進

自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する。

○農山漁村における農業・林業等の生産活動の持続

農山漁村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させる。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

○災害廃棄物の適正かつ迅速な処理

発災後の災害廃棄物処理を適正かつ迅速に行うために、県及び全ての市町で策定された災害廃棄物処理計画について、国の災害廃棄物対策指針等に沿った見直しを行うとともに、同計画の実効性を高めるため、災害廃棄物処理に精通した人材の育成、仮置場候補地選定、関係機関・団体との連携体制整備、有害廃棄物等の処理困難廃棄物への対応方法の周知などの取組を進める。

○ごみ焼却施設の老朽化対策等

ごみ焼却施設について、老朽化対策とあわせ、自家発電設備の設置等災害対

応力強化の促進を図る。

○災害廃棄物の広域輸送

災害廃棄物の他地域自治体の受入協力にあわせ、貨物鉄道及び海上輸送の大量輸送特性を生かした災害廃棄物の広域輸送の実施について検討する。

8-2) 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復興が大幅に遅れる事態

○建設業界との応急復旧態勢の強化

被災した公共土木施設への迅速な応急復旧態勢の強化を進めるため、建設業界との緊急時における協定に基づく、道路啓開を迅速に展開できる態勢の充実に図るための訓練を実施し、発災時に適切な行動がとれる態勢を整える。

○緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携

国の緊急災害対策派遣隊である TEC-FORCE との連携強化を推進することにより、復旧を迅速に行える応急態勢の充実に図る。

○地域のコミュニティ力の向上等

農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等の BCP の策定や将来の担い手育成、地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、万一の際、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、三重県復興指針を平時から明らかにしておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにする。

また、三重県復興指針に基づき、強靱な地域像に向け、平時から戦略的に整備を進めていく。

○復興の事前準備

被災後、迅速かつ的確に復興計画等を策定できるよう、三重県復興指針に基づき、復興に関する体制や手順、課題の把握等の復興事前準備を進める。

○復興に向けた人材の確保

復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若者が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整える。

○災害に対応できる人材の育成

大規模災害の経験や教訓を現場に生かす専門的研究とその成果を現場に生かしていく人材育成等を進めるとともに、各地域には、多分野に精通した技術者等を育成する。

○被災者の生活再建に向けた支援

応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく。また、平時から機能する地域コミュニティの拠点を構築していくとともに、地域の活動組織により地域住民同士のきずなを強めていく。

○医療機関の耐災害性の強化

医療の喪失が、県民の皆さんの暮らしの安心と、医療関係従事者の職場の喪失、ひいては県民の流出につながるのを防ぐため、医療機関の耐災害性を高める。

8-3) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

○海拔ゼロメートル地帯における対策

巨大地震発生時の津波等による長期にわたる浸水被害が予想される海拔ゼロメートル地帯について、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する減災対策を推進する。

○浸水対策、流域減災対策

津波等による被害軽減を図るため、河川堤防や海岸堤防の整備、耐震対策を実施する。また、津波浸水区域内の被災後の復旧が特に困難な水門等については、耐震対策を推進する。さらに、高潮・高波による被害軽減を図るため、機能の向上が必要なその他の海岸保全施設については、嵩上げ等の改良、人工リーフの設置等の対策を推進する。

○緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携

国による地方公共団体等への支援を円滑に受け入れるため、広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE との連携強化を進める。

8-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

○コミュニティ力を強化するための支援

地域づくりやコミュニティ力を強化するための取組として、ハザードマップの作成、防災訓練等、防災の取組を充実させ、関係機関が連携しながら支援する。

また、県内には多くの外国人住民が生活していることから、さまざまな主体と連携した外国人住民向けの防災訓練の実施を通じて、将来、災害時に地域の支援者となりうる外国人住民の育成につなげる。

○地域コミュニティの維持・継続に配慮した震災復興に備えるための準備

一日も早い被災地の復興を進めていくためには、被災前の地域のコミュニティの継続性を念頭に置いたうえで、復興に向けたさまざまなプロセスを確立し、円滑な復興支援を行うための体制を検討する。また、三重県復興指針に基づき、被災地から学ぶ教訓やノウハウについて関係者と共有するなど、震災復興に備えるための事前準備を進める。

○文化財の耐震化等、グリーンインフラの整備推進

石垣、復元施設等も含め、文化財及びその収蔵施設等の耐震化、防災設備の整備等を進める。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を生かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。

○文化財の修復のための基礎資料蓄積と技術の伝承

文化財の被害に備え、修復するための図面等の基礎資料の蓄積や技術の伝承を支援する。

○博物館等における被害の最小化

博物館等（歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等）における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留める。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブする。

8-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

○地籍調査の推進

地籍調査等により土地境界等を明確にしておくため、南海トラフ地震等の大規模災害時に備えた復旧・復興対策の推進や、インフラ整備の円滑化など、緊急性が高いと考えられる地区に注力するとともに、新技術の導入や、基本調査の積極的な活用など、市町と連携して効果的・効率的に実施する。

○建設業における人材の確保及び燃料供給のサプライチェーンの維持

復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図

る。また、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策を支援する。

○復興の事前準備

被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を推進し、復興事前準備について市町への啓発を継続するとともに、市町が復興事前準備に取り組みやすい環境を検討する。

○被災者の生活再建に向けた支援

被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に市町が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じた的確に周知していく。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示す。

8-6) 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響

○災害発生時の被災地外に向けた情報発信

災害発生時において、県内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションする。

○失業対策等

震災後における雇用の場の創出や各種給付金・貸付金制度の活用等について検討整理する。

○災害対応力の向上

平時から、三重県復興指針の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を共有し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う対応力を向上させる。

○平時における各種復興ビジョンの検討

大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、県及び全ての市町で策定された災害廃棄物処理計画について、国の災害廃棄物対策指針等に沿った見直しを行うとともに、同計画の実効性を高めるため、災害廃棄物処理に精通した人材の育成、仮置場候補地選定、関係機関・団体との連携体制整備、有害廃棄物等の処理困難廃棄物への対応方法の周知などの取組を進める。また、将来の地

場の産業の担い手育成や、地場産品の海外市場進出支援、地方創生の取組、地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、三重県復興指針に基づき、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整える。

○企業における事業継続計画(BCP)策定の促進

大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、進捗が遅れている中小企業について重点的にBCPの策定を促進する。

第4章 計画の推進と不断の見直し

1 計画の推進と見直し

- 国土強靱化は、県の地域計画による取組だけで実現できるものではなく、国の基本計画による取組や県内市町が策定する地域計画の取組とも連携させて、国土強靱化の取組を推進していくことが不可欠です。

このため、県内市町による地域計画の策定・見直しを促進するための支援を積極的に行い、県内市町や民間事業者・団体をはじめ、関係者と総力を挙げて、県土の強靱化にオール三重で取り組んでいくこととします。

- 国の基本計画は、国土強靱化の推進に関して、長期を展望しつつ、中長期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにしており、今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国土強靱化の施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととなっています。

県の地域計画は、第1章の「3 基本的な考え方」で示したとおり、概ね10年先を見据えた計画とし、国土強靱化に関する今後の取組の方針等を示すものとして策定していますが、その中間にあたる5年で見直しを行い、今後も、必要に応じて、「みえ県民カビジョン・行動計画」の改定、国の基本計画の見直し等にあわせ、内容を見直すこととしています。

2 「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」による取組の推進

- 国においては、毎年度、国土強靱化に関する施策の進捗状況の把握等を行い、必要に応じて新しい施策等を追加する等、常に施策の最適化を図り、推進計画を見直すというPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを回していくこととしています。

- 本県においては、「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」により、全ての事業等はPDCAサイクルを回しながら取り組んでいます。

第1章の「3 基本的な考え方」で示したとおり、県の地域計画に基づく国土強靱化の取組についても、毎年度、その進捗状況を把握し、翌年度の取組に反映させていきます。

- 県の地域計画に基づく国土強靱化の取組の進捗状況を把握するため、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとに重要業績指標（KPI）を設定し、別紙2のとおり整理しています。

重要業績指標（KPI）の設定にあたっては、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」及び「三重県防災・減災対策行動計画」と整合を図っています。

重要業績指標（KPI）は、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」及び「三重県防災・減災対策行動計画」の進行管理において進捗状況を把握、公表するとともに、県の地域計画の進行管理においても進捗状況をお示しします。なお、重要業績指標（KPI）は、毎年度の進行管理において、取組の進捗状況及び両計画の見直し等を踏まえ、適宜見直しを行います。

(別紙 1) リスクシナリオ別脆弱性評価結果

1 直接死を最大限防ぐ

1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

○住宅・建築物等の耐震化

住まいとまちの安全性を高めるために、倒壊のおそれのある昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進するとともに、補強が必要な場合の設計・工事への支援を行う必要がある。また、老朽化マンションについて、建替えの促進を図る必要がある。

さらに、不特定多数の者が利用するホテル、物販店舗、庁舎等の大規模建築物について、市町と連携し、耐震化を進めるとともに、大規模地震の発生時に備えて、大規模空間建築物の天井の脱落等を防止するための対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める必要がある。加えて、宅地の耐震診断、耐震化を促進する必要がある。

○エレベーター閉じ込め事故対策の促進

大規模地震時に乗客の安全を確保するため、エレベーターを最寄りの階に停止させる地震時管制運転装置等の設置を促進する必要がある。

○学校施設の耐震化

県立学校については、平成 25 年度に耐震化が完了し、令和元年度には屋内運動場等の天井等落下防止対策が完了した。今後とも、老朽化対策とあわせて外壁等の非構造部材の耐震対策を進める必要がある。また、公立小中学校については、平成 28 年度に耐震化が完了した。今後とも、非構造部材の耐震対策の推進について、市町に対して働きかけていく必要がある。さらに、私立学校の耐震対策を促進する必要がある。

○社会福祉施設の耐震化

障がい者や高齢者、子ども等災害時要援護者の安全を確保するため、障がい福祉サービス施設、高齢者関係施設、児童福祉施設等の耐震化を促進する必要がある。

○病院等の耐震化

全ての病院の耐震化を進める必要がある。

○沿道構造物の倒壊防止等

避難行動中の路上での二次被害を防止するため、沿道のブロック塀の倒壊防止、屋外広告板・窓ガラス等の落下防止等について促進する必要がある。

○交通施設の耐震化

より多くの鉄道利用者の安全を確保する観点から、主要駅や高架橋の耐震対策を促進する必要がある。

○無電柱化の推進

大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定される。このため、道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう、道路の安全性を高める必要がある。

○大規模災害を考慮した都市づくり

「三重県都市計画区域マスタープラン」に示す、想定される地震津波災害リスクを考慮した都市づくりの基本的な考え方にに基づき、市町における都市防災に係る施策を促進する必要がある。

○避難路等の整備

大規模地震が発生した場合に、迅速かつ円滑な避難が行われるために、市町の避難計画に基づき、避難路等の整備に向けた支援を行う必要がある。また、避難時に自動車を用いることができない者は、徒歩等で避難することを前提に、避難経路や移動経路の整備を行う必要がある。

○避難場所等となるオープンスペースの確保

大規模地震が発生した場合に、避難場所や活動拠点として利用できる公園等の整備及び公園施設の適切な長寿命化対策を進める必要がある。

○広域的な連携体制の構築

防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の応急体制の充実を図るとともに、近隣府県との訓練を通じて、近隣府県からの応援・受援などの連携強化を図る必要がある。

○一時滞在施設の確保

沿道に拠点を有する事業者との協定締結等により災害時帰宅支援ステーションの充実を図るなど、帰宅困難者の円滑な帰宅を支援するとともに、帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者等と協定を締結するなど、災害時における輸送手段の確保を図る必要がある。

○継続的な防災訓練や防災教育等の推進

家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

○県民や企業の自発的な防災活動の促進

災害対応機関等の災害対応力向上とあわせ、大規模災害時には公助の手が回ら

ないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、県民の皆さんや企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

1-2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

○民間事業者等との協定締結、密集市街地の改善

民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。また、地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において、地域住民等が、建物の更新を図り、避難地、避難路、公園等の防災施設を、その地域特性に応じて整備することを促進・支援する必要がある。

○災害対応機関等の対応能力向上

県民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化するとともに、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応能力向上を図る必要がある。また、大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る必要がある。

○常備消防・消防団の充実強化

消防設備や施設の整備、救急搬送体制の整備など、常備消防の充実強化を促進する必要がある。また、大規模火災時には、公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進する必要がある。

○情報通信施策の推進

逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な県民への伝達、SNS など ICT を活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する必要がある。

○狭あい道路の整備促進

大規模火災時の延焼防止や消防車両等の通行確保を図るために、市町が実施する狭あい道路の拡幅整備等を促進する必要がある。

1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

○大規模災害を考慮した都市づくり

「三重県都市計画区域マスタープラン」に示す、想定される地震津波災害リス

クを考慮した都市づくりの基本的な考え方にに基づき、市町における都市防災に係る施策を促進する必要がある。

○津波防災地域づくり、適切な情報提供等

県民一人ひとりの津波避難計画の普及を図っていくとともに、県民の迅速な津波避難や避難行動要支援者対策など、より実践的な防災訓練等を実施することが必要である。

また、津波からの適切な避難場所を確保し、避難所の機能強化や必要な資機材の整備を早期に進める必要がある。

Jアラートの自動起動機については、平成25年度に県内全ての市町に整備されたが、防災行政無線の安定した電源確保に向けて、取組を進める必要がある。また、防災みえ.jp やメール、SNS など情報伝達手段の多重化、多様化、情報提供サービスの普及促進にも取り組む必要がある。

○防災教育の推進

公立小中学校及び県立学校の児童生徒を対象に防災教育を実施するとともに、私立学校に対しても実施を促していく必要がある。

○河川・海岸堤防等の整備・耐震化及び機能保全

津波等による被害軽減を図るため、河川堤防や海岸堤防等の整備、耐震対策を実施する必要がある。

海岸堤防については、地震被害想定調査において設定される海岸部における津波高等をもとに、津波対策を進める必要がある。

その他の海岸保全施設については、施設の防護機能を維持するための老朽化対策のほか、高潮・高波による被害軽減を図るため、嵩上げ等の改良や人工リーフの設置等を進める必要がある。また、津波浸水区域内の被災後の復旧が特に困難な地域における水門等については、耐震対策を推進することが必要である。さらに、港湾・漁港施設については、老朽化対策や耐震対策を推進する必要がある。なお、海岸堤防等の整備にあたっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する必要がある。

○石油タンクの漂流防止対策

大規模津波により石油タンクが流出し、二次災害を発生させるおそれがあるため、石油タンクの漂流防止対策を推進する必要がある。

○避難路等の保全

避難路や避難場所の保全のため、土砂災害防止施設の整備を推進する必要がある。また、道路の途絶を防ぐため、道路の無電柱化、避難行動中の路上での二次被害を防止するための歩行空間の確保や沿道のブロック塀の倒壊防止、屋外広告板、窓ガラス等の落下防止、交通安全対策等についても推進する必要がある。

○避難路等の整備

大規模津波が発生した場合に、迅速かつ円滑な避難が行われるために、市町の避難計画に基づき、避難路等の整備に向けた支援を行う必要がある。

○水門、陸閘等の自動化、遠隔操作化

津波による被害を軽減するため、津波浸水予測区域内における水門の遠隔操作化を進めるとともに、陸閘の開閉操作の自動化、遠隔操作化の整備を推進する必要がある。

○住宅・建築物等の耐震化

住宅・建築物の倒壊による津波等からの逃げ遅れや避難経路の閉塞を発生させないために、住宅・建築物の耐震化や耐震性のない空き家の除却を進めるとともに、学校施設等の老朽化対策を進める必要がある。

○海岸防災林の整備

海岸防災林については、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果が発揮されるよう、その機能の維持・強化等に取り組む必要がある。

○大規模地震に備えた協力体制の構築

大規模地震の発生について確度の高い予測は困難であるものの、現在の科学的知見を生かし、南海トラフ沿いで観測される異常な現象が生じた場合の対応について、国、関係府県、市町、関係機関等と協力して検討していく必要がある。

○さまざまな状況における避難方法の整備

港の船上など、さまざまな状況下にいる者を想定した避難方法を整えていく必要がある。

○孤立・漂流者対策

逃げ切れず、孤立・漂流した者の命を可能な限り救う方策を検討する必要がある。

○避難場所等となるオープンスペースの確保

大規模津波が発生した場合に、避難場所や活動拠点として利用できる公園等の整備及び公園施設の適切な長寿命化対策を進める必要がある。

1-4) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

○河川の整備

河道掘削や堤防、護岸、ダム等の整備・機能強化等の対策等を進める必要がある。

○河川堆積土砂の撤去

河川に堆積した土砂の撤去について、当該年度の実施箇所と今後2年間の実施候補箇所を関係市町と情報共有する「箇所選定の仕組み」にて関係市町と撤去必要箇所の優先度を検討し、選定した撤去箇所等の情報を共有しながら緊急度の高い箇所より計画的に進める必要がある。

○河川・海岸・港湾・漁港・砂防施設の点検と対策

河川・海岸・港湾・漁港・砂防施設を常時良好な状態に保つために、施設の点検を行い、施設の異常に対して対策措置を講じる必要がある。

○洪水浸水想定区域図の作成

市町が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる洪水浸水想定区域図の作成を進める必要がある。

○ハザードマップの作成支援

洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップ等の作成支援を進める必要がある。

○災害対策用機械等の操作人材の育成

異常気象時等の防災・減災対策を迅速に行うことができる人材を育成するため、国土交通省が実施する災害対策用車両等の操作訓練に職員を派遣し、操作技術を習得させる必要がある。

○職員の人材育成

県民の皆さんとともに「防災の日常化」に取り組む職員の育成をめざして、災害に関する豊富な知識と適切な判断力を身につけ、高い防災意識を有することができるよう、「三重県職員防災人材育成指針」に基づき防災研修を実施するとともに、災害時に迅速な対応が行えるよう、訓練を実施する必要がある。

○県民による自発的な防災活動の促進

身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、県民の皆さんの自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

○情報通信施策の推進

逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な県民への伝達、SNSなどICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する必要がある。

○災害対応能力の向上

大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る必要がある。

○総合的な治水対策の推進

施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、国・県・市町等からなる協議会等を設置して減災のための目標を共有し、中小河川も含めた河川において、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する必要がある。

また、近年、気候変動予測技術の向上により、将来予測の定量的な評価が可能となってきたことから、将来の気候変動の影響を踏まえた治水対策を推進する必要がある。

1-5) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

○適切な災害情報の提供

Jアラートの自動起動機については、平成 25 年度に県内全ての市町に整備されたが、今後とも防災行政無線の安定した電源確保に向けて、取組を進める必要がある。また、防災みえ.jp やメール、SNS など情報伝達手段の多重化、多様化、情報提供サービスの普及促進に取り組む必要がある。

○宅地災害予防対策の推進

がけ崩れや土砂の流出に伴う周辺への災害発生を未然に防止するために、梅雨期前の5月を「宅地防災月間」と定め、1ha以上の大規模な開発許可工事箇所の点検及びパトロールを実施し、開発事業者への指導を行う必要がある。

○土砂災害防止施設の整備

土砂災害が発生した場合には、人家への被害のみならず、公共施設や重要交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、砂防設備等の土砂災害防止施設の整備を推進する必要がある。

○土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害のおそれのある区域を明確にするための基礎調査は、令和元年度に完了した。今後は、市町における警戒避難体制の整備支援を強化するため、土砂災害警戒区域等の指定を推進する必要がある。

○警戒避難体制整備等のソフト対策

市町における土砂災害ハザードマップの作成や避難勧告等を発令する際の的確な判断につなげるため、県が提供する土砂災害危険度情報などの効果的な活用

による土砂災害警戒避難体制の整備支援を推進する必要がある。

○大規模災害を考慮した都市づくり

「三重県都市計画区域マスタープラン」に示す、想定される大規模土砂災害等災害リスクを考慮した都市計画の考え方にに基づき、市町における都市防災に係る施策を促進する必要がある。

○治山施設の整備、自然と共生した森林づくり

森林が持つ土砂流出防止等の防災機能を発揮させるため、山腹崩壊等の復旧と予防対策を進めるとともに、土砂や流木による被害を防止するための治山ダムの設置や公益的機能の発揮を促す間伐等の森林整備を進める必要がある。また、森林整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底したうえで、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。

○ため池の耐震化等

農業用ため池や地滑り防止施設のうち、老朽化が著しく、大規模地震等で崩壊した場合に人命等に被害が及ぶ施設について耐震化等を進めるとともに、ため池決壊時の被害を最小化するため、ハザードマップを活用した防災訓練の実施を促進する必要がある。また、農業者の減少や高齢化の進行などにより、管理組織が脆弱化し、日常の維持管理が適正に行われないおそれがあることから、管理体制の強化を促進する必要がある。

○県民による自発的な防災活動の促進

身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、県民の皆さんの自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

○災害対応能力の向上

大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・搜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る必要がある。

○緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携

国による地方公共団体等への支援を円滑に受け入れるため、広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE との連携強化を進める必要がある。

1-6) 避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

○情報提供手段及び情報収集手段の多様化・確実化

災害発生時には被災地の情報を迅速かつ確実に収集し、必要な対策に生かしていくことが重要である。災害対策本部活動を情報面から支援する防災情報プラットフォームの機能強化とともに、映像や画像を活用した災害情報を収集するための体制整備、公共土木施設や建築物の被災状況を迅速に収集するための体制整備に取り組む必要がある。

Jアラートの自動起動機については、平成 25 年度に県内全ての市町に整備されたが、今後とも防災行政無線の安定した電源確保に向けて、取組を進める必要がある。また、防災みえ.jp やメール、SNS など情報伝達手段の多重化、多様化、情報提供サービスの普及促進にも取り組む必要がある。

○災害対策本部の人員・体制整備

三重県災害対策本部運営要領等の見直しを行い、災害時に迅速かつ確実に情報収集・伝達を行うことができるよう、その検証を行い、災害対策本部における機能・体制の確保・強化を図る必要がある。

○交通渋滞の回避

発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する必要がある。

○避難体制整備の支援

避難行動につながる情報を迅速に伝達するために、水防情報や土砂災害警戒情報の提供などによる警戒避難体制整備の支援を推進する必要がある。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

○物資輸送ルート(陸路)の確保

災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通(輸送)が確保されるよう、高規格幹線道路や直轄国道の整備促進を図るとともに、高規格幹線道路や直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成に向け、県管理道路の早期供用に向けた取組を進める必要がある。

また、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化を推進する必要がある。

さらに、高規格幹線道路や直轄国道、地域高規格道路等の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める必要がある。

○物資輸送ルート(空路、海路)の確保

陸上輸送に加え、空中輸送を有効活用するためのヘリコプターの燃料確保対策、船舶による海上輸送を活用した体制の整備など、緊急輸送体制の整備を進める必要がある。また、被災地への円滑な物資供給などに活用が期待される「空飛ぶクルマ」について、早期の社会実装に向けた取組を推進する必要がある。

○迅速な道路啓開の態勢整備

国、市町、建設企業との連携のもと、迅速な道路啓開の態勢整備を推進する必要がある。また、迅速な道路啓開を展開するため、熊野灘沿岸の建設事務所管内において備蓄資機材を保有する道路啓開基地を活用するとともに、代替路の確保が困難な箇所について、道路構造を強化する必要がある。

○水道施設の耐震化等

大規模地震による被害を最小限に留めるよう、水道施設の耐震化を進める必要がある。

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、市町の応急給水体制（給水拠点、確保できる水量、保有する資機材等）について、事前に情報の共有を図る必要がある。

○燃料の備蓄の促進

学校や病院において、燃料備蓄やLPガス等の活用、自家発電設備、コジェネレーションシステム等の導入等を促進する必要がある。

○民間物流施設等の災害対応力の強化

「みえ防災・減災センター」等と連携しつつ、みえ企業等防災ネットワークを活用し、企業防災人材の育成、事業継続計画（BCP）の策定促進、企業と地域との連携の促進などにより、災害時における連携・協力企業の災害対応力を強化する必要がある。

○各家庭における備蓄量の確保

発災直後に地域で自活する備えとして、水や飲料など個人備蓄に係る意識の浸透と定着をめざして、啓発活動を実施する必要がある。

○近隣府県、市町、民間事業者等と連携した物資調達・供給体制の構築

中部圏及び近畿圏との災害時における物資提供等に関する応援協定に基づき、連携強化を図るとともに、市町との広域的な応援・受援体制の整備に向けて、「三重県市町災害時応援協定」に基づく物資支援体制について検討を進めていく必要がある。また、民間事業者等との災害時における広域連携・支援体制を確立するため、協力協定の締結・拡充を進める必要がある。

○災害情報の収集・提供手段の確保

災害関連情報の収集・提供を行うため、早期の被害情報の把握等を行うシステムの構築・整備など、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する必要がある。

○交通渋滞の回避

交通渋滞により、災害応急対策等に從事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報を把握し、交通対策への活用を進めていく必要がある。また、通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、県民の皆さんの理解と協力を促していく必要がある。

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域(離島を含む)等の同時発生

○緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備

災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化や無電柱化を引き続き推進するとともに、迅速な道路啓開を展開するため、道路啓開基地の整備、道路構造の強化に取り組む必要がある。

また、緊急時の救助・救援を担う高規格幹線道路及び直轄国道の整備促進、県管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、高規格幹線道路や直轄国道、地域高規格道路等の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める必要がある。

さらに、地震や津波による地域の孤立を防ぐため、避難路となる道路上にある橋梁の耐震化を推進する必要がある。

加えて、災害時においては、空からのアクセスも可能となるようあらかじめ離着陸場となる地点の指定等を行うとともに、必要な装備の整備を進めておく必要がある。

○雨量規制区間の代替ルートの確保

台風や集中豪雨による地域の孤立を防ぐため、雨量規制区間の代替ルートの確保に向けた道路の整備や交通規制情報等を適切に提供する対策を推進する必要がある。

○拠点となる指定避難所の機能強化への支援等

災害時における集落の孤立可能性について把握するとともに、市町が実施する、拠点となる指定避難所の機能強化に対して支援を行う必要がある。

○災害発生時に避難路となる林道、農道及び漁港関連道の整備

農山漁村地域において、集落や漁港と幹線道路等を結ぶ避難路として重要な林道、農道及び漁港関連道の整備を進める必要がある。

○河川・海岸堤防等の整備・耐震化及び機能保全

津波等による被害軽減を図るため、河川堤防や海岸堤防等の整備、耐震対策を実施する必要がある。

海岸堤防については、地震被害想定調査において設定される海岸部における津波高等をもとに、津波対策を進める必要がある。

その他の海岸保全施設については、施設の防護機能を維持するほか、嵩上げ等の改良や人工リーフの設置等を進める必要がある。また、津波浸水区域内の被災後の復旧が特に困難な地域における水門等については、耐震対策を推進することが必要である。さらに、港湾・漁港施設については、老朽化対策や耐震対策を推進する必要がある。なお、海岸堤防等の整備にあたっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する必要がある。

○漁港施設の耐震対策

離島及び交通脆弱地にある漁港について、緊急時における物資輸送拠点とするため、耐震強化岸壁等の整備を進める必要がある。

○災害発生後の機動的・効率的な活動の確保

災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、災害対策本部における初期期の機能・体制の確保・強化を行うとともに、被災地の情報を迅速かつ確実に収集するため、災害時の情報収集の強化を図る必要がある。また、孤立地域への物資供給や人員搬送などで活用が期待される「空飛ぶクルマ」について、早期の社会実装に向けた取組を推進する必要がある。

○民間備蓄等との連携

災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の締結・拡充を進める必要がある。

○被災による機能低下の回避

大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続又は早期復旧の必要のある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、三重県業務継続計画（BCP）の実効性を確保していく必要がある。

また、大規模災害発生時における優先業務の継続性を確保するため、三重県警察業務継続計画の継続的な見直しを行う必要がある。

○災害情報の収集・活用

被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案のため、可搬型衛星無線装置や

ヘリコプターテレビシステムなどにより収集した映像・画像の災害情報を活用する必要がある。

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

○救助機関の災害対応力強化

東日本大震災の災害対策活動から得た連携強化に資するさまざまな教訓をもとに、対策を検討し防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の応急態勢の充実を図る必要がある。

○災害対応能力の向上

大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る必要がある。

また、他県警察等との合同訓練の実施により、災害現場における部隊間の連携強化を図る必要がある。

○常備消防の充実強化

消防設備や施設の整備、救急搬送体制の整備など、常備消防の充実強化を促進する必要がある。

○災害医療の体制整備

発災時に災害拠点病院等が連携して円滑に医療を提供できる体制及び災害医療コーディネーターによる災害医療のコーディネート機能が十分に発揮されるための体制を整備する必要がある。

また、DMAT（災害派遣医療チーム）隊員に対する訓練や研修の充実強化を図る必要がある。

○消防団員等の人材育成

災害発生時に的確に対応しうる消防力の確保、強化を図るため、消防職員、消防団員に対する教育訓練を実施する必要がある。また、自主防災組織による活動を活性化するため、リーダー研修を実施する必要がある。

○合同訓練等の実施

住民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化するとともに、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応力向上を図る必要がある。

○警察施設、消防施設の耐震化等

大規模災害発生時に、警察、消防機関が機能するため、施設の耐震化や津波浸水被害対策を進める必要がある。

○情報通信機能の耐災害性の強化

東日本大震災発生時の通信途絶の発生状況を踏まえ、現在県と市町の間で定めている「非常通信ルート」について見直しを進め、情報通信機能の耐災害性の強化を図る必要がある。

○広域連携の強化

災害応急対策活動における応援・受援の拠点となる広域防災拠点の整備・機能強化に取り組むとともに、災害時の支援等に係る協定の締結の促進、他府県、関係府省庁との訓練を通じた連携強化、県内外からの災害ボランティア等の受入体制の整備などの取組を進める必要がある。

○住宅・建築物の耐震化等

住宅・建築物の耐震化等を進め、負傷者の発生を抑制する必要がある。

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

○災害時の石油類燃料の確保

災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の締結・拡充を進める必要がある。

○災害拠点病院での電源確保

災害拠点病院が機能停止とならないよう、非常用発電装置の電源確保等の整備を促進する必要がある。

○インフラの整備・保全

エネルギー供給を支えるインフラの被災リスクを軽減するため、道路の防災対策や無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する必要がある。

2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)の発生、混乱

○一時滞在施設の確保

沿道に拠点を有する事業者との協定締結等により災害時帰宅支援ステーションの充実を図るなど、帰宅困難者の円滑な帰宅を支援する必要がある。

○インフラの整備・保全

帰宅に必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災対策や無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する必要がある。

○交通渋滞の回避

交通の安全と円滑を確保するため、信号機電源付加装置をはじめとする災害に強い交通安全施設等の整備や信号機が滅灯した交差点に警察官を配置し、交通整理を実施する必要がある。

また、通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に時期を失することなく提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、県民の理解と協力を促し、交通渋滞の緩和を図る必要がある。

○代替輸送手段の確保等

帰宅困難者（観光客を含む）や避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者等と協定を締結するなど、災害時における輸送手段の確保を図る必要がある。

○観光地の防災対策

観光事業者や観光関係団体、市町等が主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、避難誘導や帰宅支援など観光客の安全・安心を確保するための先進事例の共有や課題検討等を行う場を設けることにより、具体的な対策を促進する必要がある。

○一斉帰宅に伴う混乱の回避

鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報、子どもの安否情報等を逐次的確に得られる仕組みの導入や、住宅の耐震化など家族の安全を確信できる条件整備を進め、「おやみに帰宅しない」を実行することで、一斉帰宅に伴う混乱を極力回避していく必要がある。

○鉄道施設の耐震化

鉄道施設の被害を最小化するため、鉄道施設の耐震化を促進する必要がある。

2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

○適切な医療機能の提供

県内の病院、特に災害拠点病院や災害医療支援病院等がいざというときに機能不全に陥らないように、耐震対策の実施や、医療従事者の確保に向けた取組を進めるとともに、電源、水、医薬品等について十分検討のうえ、平常時から確保しておく、又は確保できる体制を整備する必要がある。

また、災害時においても病院が継続して医療を提供できるよう、全ての病院がBCPの考え方に基づく病院災害対応マニュアルを整備する必要がある。

○介護保険施設の相互支援協定の締結促進

災害時において、施設間で入所者の避難等の相互支援が円滑に行われるよう相

互支援協定の締結を促進する必要がある。

○インフラの着実な整備・保全

災害発生時に人員や物資などの緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化や無電柱化を引き続き推進するとともに、迅速な道路啓開を展開するため、道路啓開基地の維持管理及び道路構造の強化に取り組む必要がある。また、緊急時の救助・救援を担う高規格幹線道路及び直轄国道の整備促進、県管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、高規格幹線道路や直轄国道、地域高規格道路等の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める必要がある。

○交通渋滞の回避

交通渋滞により、緊急自動車が到達できない事態を回避するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集を行うとともに、必要な交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に時期を失せず提供する必要がある。

また、緊急通行路の確保を行い、緊急車両を優先的に通行させたり、信号機の滅灯した交差点に警察官を配置することで交通渋滞の緩和を図る必要がある。

○医療リソースの需要軽減

相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築し、医療リソースの需要を軽減させていく必要がある。

○医療に必要な水の確保

人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平時からの地下水活用など水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築していく必要がある。また、下水道が使用できない場合にも備える必要がある。

○負傷者の搬送先の確保

多数の負傷者が発生した際、人的被害を最小限に抑えることができるよう、重症度に応じた搬送先を確保するため災害拠点病院をはじめとした医療機関と連携し体制を整備する必要がある。

○災害派遣医療チーム(DMAT)等の体制整備

災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）については、被害想定等を踏まえた必要チーム数を考慮し、計画的に養成していくとともに、災害経験を踏まえ、定期的な養成体制及び活動内容の見直しや情報システムなど装備の改善を行い、常に能力の維持・向上を図っていく必要がある。DMAT・DPAT以外にも、災害時の医療支援活動等に対応できる、職種を横断した人材養成に取り組む必要がある。

○被災時の適切な活動体制の整備・人材育成

被災時に災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置し、支援に参集した保健医療活動チーム等の派遣調整業務を行うなどにより、被災各地区の保健医療ニーズに応じた資源配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築できるようにする必要がある。また、派遣調整等に係る助言及び支援を行う人材である災害医療コーディネーターを養成する必要がある。さらに、医薬品等の確保・供給や薬剤師に関する派遣調整等を行う人材である災害薬事コーディネーターについても養成する必要がある。

○SCUの整備

被災地内で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し治療できるよう、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）に必要な資機材や消耗品を配備する必要がある。また、SCUを円滑に設営できるよう訓練を通して体制を整備する必要がある。

○住宅・建築物等の耐震化

そもそも多数の負傷者が発生しないよう、住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止対策等に取り組む必要がある。

2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

○感染症の発生・まん延防止

感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。また、消毒や害虫駆除を行うための体制等を構築しておく必要がある。

○避難者の感染症対策

避難者に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、O157などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保っていく必要がある。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を計画しておく必要がある。

○感染症の拡大・まん延期における避難対策

新型コロナウイルス感染症のように、広範囲で感染症の拡大・まん延が続いている状況において災害が発生した場合に備えて、市町等と連携し、指定避難所以外の避難所の開設やホテル・旅館の活用等、避難者が密集しない十分なスペースを確保できるよう準備を行う必要がある。また、マスクや消毒液など感染症対策として必要な資材を確保しておく必要がある。

○下水道業務継続計画(下水道BCP)の更新、拡充

大規模災害時のリスク軽減のため、下水道業務継続計画(下水道BCP)の更新、拡充を進めるほか、定期的に訓練を実施し、実効性を高める必要がある。

○下水を速やかに排除、処理するための施設整備

総合病院や広域防災拠点をはじめ、市街地から発生する下水を速やかに排除するため、関連市町と連携を図りながら、下水道未整備区域の解消に向けて、施設整備を進める必要がある。

○下水道施設の耐震化・耐水化対策

基幹施設である流域下水道について、施設の耐震診断を実施し、必要に応じて耐震化対策を進める必要がある。また、津波により浸水が想定される施設について、耐水化対策を進める必要がある。

○水害対策の推進

屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止していく必要がある。

○医療活動を支える取組の推進

医療活動を支える取組を着実に推進する必要がある。

○衛生管理に必要な物品の確保

避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく必要がある。

○住宅・建築物等の耐震化

住宅・建築物の倒壊による避難者の発生を抑制するために、住宅・建築物の耐震化を進める必要がある。

2-8) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

○避難所における良好な生活環境の確保

避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める必要がある。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、屋内運動場等の天井等落下防止対策などの非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保を優先して進めるとともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化、空調設備の整備など、避難所としての防災機能も強化していく必要がある。

○要配慮者への対応

避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した避難所運営マニュアルの策定を推進する必要がある。また、一般の避難所では生活

が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく必要がある。

○県民による自発的な防災活動の促進

地区防災計画制度の普及・啓発等により、県民の皆さんの自発的な行動計画策定を促すとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

○避難所における必要物資の確保

避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、危機時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、ラストマイルも含めて円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする必要がある。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める必要がある。

○避難所以外での避難者に対する支援

車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係府省庁、市町等との連携スキームの構築を推進する必要がある。また、迅速な被災者支援のために市町による被災者台帳作成の事前準備を促進する必要がある。

○被災者のケア体制の構築

主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、市町、医療関係者、NPO、地域住民等と連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。

○防災拠点の耐震化

災害時に防災拠点となる庁舎等についても耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする必要がある。また、災害対策本部内に設置する保健医療調整本部や保健所の指揮調整機能の支援のための訓練を受けたチームを養成すること等により、被災各地区の保健医療ニーズに応じた各保健医療活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築できるようにする必要がある。

○被災時の医療確保

かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、他の医療機関で被災者の投薬歴等を参照し、適切な処置が行われるようにする必要がある。

○発災後の住まいの多様な供給に向けた取組

住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に市町が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知していく必要がある。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく必要がある。

○被災者の生活支援に向けた取組

避難所から仮設住宅、復興住宅へのように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供していく必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化

○被災による警察機能低下の回避

被災による警察機能の低下防止に向け、警察施設の耐災害性の向上や装備資機材の充実強化を図るとともに、実災害を想定した実戦的な訓練や関係機関との合同訓練の実施による災害対処能力の向上、防災関係機関等相互の連携強化を図り、治安の悪化に対応する体制づくりを進める必要がある。

3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

○交通渋滞・交通事故の回避

大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞や交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備を推進する必要がある。

○安全かつ円滑な道路交通の確保

交通情報を集約し、迅速かつ的確な交通規制を実施するなど、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する必要がある。また、一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する必要がある。

3-3) 県の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

○災害対策本部の体制整備等

初動体制等に係る災害対策本部活動計画の見直しを行い、災害時に迅速な対応を行うことができるよう、その検証を行う必要がある。また、災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電・断水を想定した庁舎自家発電施設の燃料や水の確保方策について、地震被害想定調査の結果に基づく再点検も含め、必要な検討を進める必要がある。

また、被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に市町において被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう、助言等に取り組む必要がある。

○学校施設の耐震化

県立学校については、平成 25 年度に耐震化が完了し、令和元年度には屋内運動場等の天井等落下防止対策を完了した。今後とも、老朽化対策とあわせて外壁等の非構造部材の耐震対策を進める必要がある。また、公立小中学校については、平成 28 年度に耐震化が完了した。今後とも、非構造部材の耐震対策の推進について、市町に対して働きかけていく必要がある。

○警察施設、消防施設の耐震化等

大規模災害発生時に、警察、消防機関が機能するため、施設の耐震化や津波浸水被害対策を進める必要がある。

○避難所での電力の確保

電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要がある。

○周辺インフラの整備・保全

県の施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災対策や無電柱化、港湾・漁港施設の耐震・耐津波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する必要がある。

○被災による機能低下の回避

大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続又は早期復旧の必要のある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、三重県業務継続計画（BCP）の実効性を確保していく必要がある。

また、災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段の確保等をするとともに、民間企業、

地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、さまざまな事態を想定した教育及び明確な目的をもった合同訓練等を継続していく必要がある。

○外部からの支援による業務継続体制の強化

職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進めていく必要がある。

○災害対応力の向上

平時から、三重県復興指針の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等をハンドブック・事例集として共有し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う対応力向上を図る必要がある。

○県民による自発的な防災活動の促進

地区防災計画制度の普及・啓発等により、県民の皆さんの自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

○長期電源途絶時における情報通信システムの機能維持

災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電を想定した庁舎自家発電施設の燃料の確保方策について、地震被害想定調査の結果に基づく再点検も含め、必要な検討を進める必要がある。

東日本大震災発生時の通信途絶の発生状況を踏まえ、現在県と市町の間で定めている「非常通信ルート」について見直しを進め災害発生時における非常通信を確保する必要がある。

○インフラの整備・保全

電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する必要がある。また、停電発生時における公共土木施設の機能維持に必要な停電対策や、地域の電力安定供給のため公共土木施設の節電対策を推進する必要がある。

○警察の情報通信システム基盤の耐災害性向上

民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、警察の情報通信システム基盤の耐災害性の向上を図る必要がある。

○土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害のおそれのある区域を明確にするための基礎調査は、令和元年度に完了した。市町の行う警戒避難体制の整備支援を強化するため、土砂災害警戒区域等の指定を推進していく必要がある。

4-2) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

○情報提供手段の多様化・確実化

県民の迅速な避難行動を促すため、防災みえ.jp やメール、SNS など情報伝達手段の多重化、多様化、情報提供サービスの普及促進や県ウェブサイトを活用した情報提供に取り組んでいく必要がある。

○道路の被災に起因する交通渋滞の回避

道路の液状化対策、橋梁耐震化、斜面对策等により、発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する必要がある。

○救助機関の災害対応力強化

大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。

○情報通信機能の耐災害性の強化

通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進める必要がある。

○記憶媒体損失の回避

システムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実する必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

○企業における事業継続計画(BCP)策定の促進

事業者等における自主的な防災対策を促すため、「みえ防災・減災センター」等と連携しつつ、啓発活動やハンズオン支援により、事業継続計画(BCP)等の策定を促進する必要がある。

○インフラの整備・保全

道路の防災対策や無電柱化、港湾・漁港施設の耐震・耐津波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する必要がある。

○企業による事業継続の取組促進

企業が事業継続の取組の行動を起こしやすくするため、「みえ防災・減災センター」等と連携して、地域の具体的な被害予測等のきめ細かな情報の提供を行うとともに、総合相談窓口等の体制を整える必要がある。

○企業防災に関する人材育成

中小企業・小規模企業による事業継続計画（BCP）の策定を促進するため、防災・減災の専門知識を備えた人材の育成・確保を進める必要がある。

5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

○企業における事業継続計画(BCP)策定の促進

事業者等に対してエネルギー供給が停止した際に備えた自主的な防災対策を促すため、「みえ防災・減災センター」等と連携しつつ、啓発活動やハンズオン支援により、事業継続計画（BCP）等の策定を促進する必要がある。

○燃料供給ルート(陸路)の確保

災害発生時に人員や物資など緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化を引き続き推進する必要がある。

また、迅速な道路啓開を展開できる態勢を確保するとともに、被災した公共土木施設に対する応急復旧態勢を強化する必要がある。

さらに、発災後でも社会経済活動を機能不全に陥らせないために、高規格幹線道路及び直轄国道の整備促進、県管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、高規格幹線道路や直轄国道、地域高規格道路等の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める必要がある。

○燃料供給ルート(空路・海路)の確保

陸上輸送に加え、空中輸送を有効活用するためのヘリコプターの燃料確保対策、船舶による海上輸送を活用した体制の整備など、緊急輸送体制の整備を進める必要がある。

○コンビナート防災訓練の実施

従来のコンビナート防災訓練は、火災等直接災害を対象としてきた。今後は、エネルギーサプライチェーンの確保を念頭に置いた関係機関による合同訓練の実施を促進する必要がある。

○エネルギー供給施設の災害に備えた訓練の実施等

災害時石油供給連携計画並びに災害時石油ガス供給連携計画、系列 BCP について、訓練の実施や、関係者間における優良事例の展開を図ること等により実効

性を高める必要がある。

○ライフラインに係る防災対策の推進

住民拠点 SS の整備や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となるサービスステーション・LP ガス中核充填所の災害対応力の強化を促進する必要がある。また、燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策を支援するとともに、燃料備蓄など需要家側の対策についても支援を行う必要がある。

○自立・分散型エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LP ガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーの導入を促進することにより、エネルギー供給源の多様化・分散化を図ることで、災害リスクを回避・緩和させる必要がある。

5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

○三重県石油コンビナート等防災計画の実効性の担保

「三重県石油コンビナート等防災計画」について、定期的な見直しを行うとともに、訓練や関係機関の連携強化を通じ、実効性を担保する取組を推進する必要がある。

○コンビナート設備の耐震化

コンビナートに係る設備の耐震化や護岸等の強化など地震・津波対策を促進する必要がある。

○石油タンクの耐震改修の促進

石油タンクの耐震基準への適合率を高めるため、耐震改修を促進する必要がある。

○高圧ガス設備の耐震改修促進

高圧ガス等を取り扱う事業者に対して、保安検査、立入検査等を実施し、地震・津波対策の徹底を図る必要がある。

○コンビナート周辺対策

火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺地域の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する必要がある。

○コンビナート災害に備えた訓練の実施

コンビナートの災害に備え、関係機関との合同訓練の実施を促進する必要がある。

○港湾機能継続計画(港湾 BCP)の実効性の確保

製油所・油槽所が存在する四日市港において、関係者が連携して、港湾機能継続計画(港湾 BCP)の実効性を確保する必要がある。

5-4) 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による人流・物流への甚大な影響

○発災後の経済活動の機能不全を防ぐ道路ネットワークの整備

緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担うとともに、発災後でも地域産業・経済活動を支える基盤となりうる、高規格幹線道路や直轄国道の整備促進を図るとともに、高規格幹線道路や直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成に向け、県管理道路の早期供用に向けた取組を進める必要がある。

また、災害発生時に人員や物資などの緊急輸送に係る交通(輸送)が確保されるよう緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化、斜面崩落防止対策、盛土補強、液状化対策、無電柱化等を推進するとともに、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する必要がある。

さらに、高規格幹線道路や直轄国道、地域高規格道路等の未事業化区間の早期事業化が必要である。

○港湾機能継続計画(港湾 BCP)の実効性の確保等

被災後も港湾・漁港機能を継続させるため、漁港業務継続計画(漁港 BCP)の策定を進め、策定済みの港湾機能継続計画(港湾 BCP)とともに実効性の向上に向けた取組を進める必要がある。

○輸送機関相互の連携・代替性の確保

公共交通の分断の態様によっては、現状において代替機能が不足することが想定され、輸送機関ごとの代替性の確保だけでなく、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討する必要がある。

○鉄道施設や港湾施設等の耐震対策などの推進

災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるように、鉄道施設の耐震対策、漁港・港湾施設の老朽化対策や耐震対策、道路の無電柱化を推進する必要がある。

○リニア中央新幹線の整備促進

「リニア中央新幹線」については、我が国の経済社会を支える東西大動脈の代替輸送ルート of 輸送モード相互の連携・代替性の確保に向けて、その超高速性により国土構造の変革をもたらす国家的見地に立ったプロジェクトであることか

ら、東京・大阪間の一日も早い全線開業をめざして、国に働きかけていく必要がある。

○的確な交通情報の提供

万一の交通遮断時にも甚大な影響を回避するため、現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供していく必要がある。

○幹線交通分断の回避

幹線交通の分断を回避するため、老朽化対策、道路啓開の計画策定、道路・航路啓開に係る連携強化、農林道その他迂回路となりうる道の情報把握と共有、信号機電源付加装置をはじめとした交通安全施設等の整備等を進めていく必要がある。

5-5) 食料等の安定供給の停滞

○食品産業事業者等の事業継続計画(BCP)の策定

事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、「みえ防災・減災センター」等と連携しつつ、講演会の開催や広報活動により、事業継続計画(BCP)の策定を促進する必要がある。

○食品産業や関連産業事業者(運輸、倉庫等)との協力体制の拡大

災害時における広域連携・支援体制を確立するため、食品産業事業者や関連産業事業者(運輸、倉庫等)との協力協定の締結・拡充を進める必要がある。

○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化

想定される大規模災害に備え、被災農地の早期復旧と営農再開に向けた対策を講じた三重県農業版 BCP の普及啓発を行い、関係事業者等の BCP の策定を進める必要がある。

水産業の早期再開をめざすため、漁港の耐震強化岸壁の整備の推進、地震等の災害発生時に施設が破損し、背後集落に被害を及ぼすおそれがある漁港施設等の機能保全対策を行うとともに、流通拠点漁港における水産業 BCP の策定を進める必要がある。

また、老朽化が著しく地震等の災害発生時に、農地や一般公共施設等に被害を及ぼすおそれのある土地改良施設(ため池・排水機場・頭首工等)について、必要な機能保全対策等を行う必要がある。

さらに、避難路として活用できる農道について、橋梁の耐震診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化等を着実に推進する必要がある。

5-6) 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

○水道事業者間における連携の強化

上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化を進めるとともに、市町や水道事業者間等との連携による人材やノウハウの強化等を進める必要がある。

○広域的な応援体制の整備及び雨水等の利用等の推進

大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用の促進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号）に基づく雨水の利用や、再生水の利用などの水資源の有効な利用等を普及・推進する必要がある。

○渇水に係る関係者による情報共有及び水資源の有効活用等の推進

気候変動等の影響により、今後さらなる渇水等の高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水循環基本法（平成 26 年法律第 16 号）、「水循環基本計画」（平成 27 年 7 月 10 日閣議決定）に基づき、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用、危機時の代替水源としての地下水活用等の取組を進める必要がある。

○水道施設の機能強化

老朽化が進む上水道、工業用水道、農業水利施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1) 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

○発電電所・送電線網等の災害対応力の強化

災害時におけるライフライン機能の維持確保、早期復旧を図るため、ライフライン関係機関（電力、ガス、水道）との間で、各機関の災害対策について情報の共有を図る必要がある。

○災害からライフラインを守る事前伐採の推進

倒木による電線等の寸断を未然に防止するために、市町や電力会社等と連携して、災害からライフラインを守る事前伐採の取組を進める必要がある。

○石油タンクの耐震改修の促進

石油コンビナートで起こりうる災害の形態、規模や影響などを事前に把握し、コンビナートの防災対策の推進を図る必要がある。

○港湾機能継続計画(港湾 BCP)の実効性の確保

製油所・油槽所が存在する四日市港において、関係者が連携して、港湾機能継続計画（港湾 BCP）の実効性を確保する必要がある。

○エネルギー供給施設の災害に備えた訓練の実施

エネルギー供給施設の災害に備え、関係機関による合同訓練の実施等を促進する必要がある。

○自立・分散型エネルギーの導入促進

エネルギー供給源の多様化・分散化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

○上水道、工業用水道施設の耐震化等

大規模地震による被害を最小限に留めるよう、県営の水道・工業用水道施設の耐震化を進める必要がある。

また、市町における水道施設の耐震化等、ライフラインの機能強化を促進する必要がある。

○広域的な応援体制の整備

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、市町の応急給水体制（給水拠点、確保できる水量、保有する資機材等）について、事前に情報の共有を図る必要がある。

○関係機関との連携及び水資源の有効活用等の推進

大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災・減災の担い手確保等、TEC-FORCE 等との連携強化、地下水の危機時における代替水源に関する検討を進めるとともに、雨水の利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号）に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する必要がある。

○上水道、工業用水道施設の洪水対策等

上水道、工業用水道施設が被害を受けないよう洪水対策等を進める必要がある。

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

○下水道施設の耐震化・耐水化対策

基幹施設である流域下水道について、施設の耐震診断を実施し、必要に応じて耐震化対策を進める必要がある。また、津波により浸水が想定される施設につい

て、耐水化対策を進める必要がある。

○下水道施設の老朽化対策

今後、老朽化の進行が見込まれる流域下水道施設に対して、計画的な点検、調査を行い、必要となる改築・更新を実施するなど施設の健全性を維持する必要がある。

○下水道業務継続計画(下水道 BCP)の更新、拡充

大規模災害時のリスク軽減のため、下水道業務継続計画(下水道 BCP)の更新、拡充を進めるほか、定期的に訓練を実施し、実効性を高める必要がある。

○農業集落排水施設等の老朽化対策、耐震化の推進

避難所等からの排水を受ける農業・漁業集落排水施設や管路及び緊急輸送道路等に埋設されている管路について、必要な老朽化対策を行うとともに、耐震検討及び耐震化を進める必要がある。

○合併浄化槽への転換促進

浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

6-4) 交通インフラの長期間にわたる機能停止

○輸送機関の確保

災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送機関ごとの代替性の確保だけでなく、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討を進める必要がある。

○必要なインフラの整備・保全

災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送ルートを確認するため、道路の無電柱化、地震・津波・洪水・土砂災害・風水害・雪害対策、治山対策や施設の老朽化対策を着実に進める必要がある。

○落石等の危険がある要対策箇所の点検と対策

豪雨等による災害や道路冠水による通行止めなどを未然に防止するため、落石等の危険がある要対策箇所やアンダーパス部、冠水が想定される箇所の点検を実施し、変状等が確認された箇所の必要な対策を実施する必要がある。

○道路啓開態勢の整備

発災後、地域交通ネットワークの途絶からの復旧のための迅速な道路啓開の展開に向けて、国・市町・建設企業との連携した訓練の実施や、道路構造の強化、道路啓開基地の整備などの態勢整備を図る必要がある。

○被災による機能低下の回避

大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続又は早期復旧の必要がある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、三重県業務継続計画（BCP）や三重県警察業務継続計画を継続的に見直し、実効性を確保していくとともに、装備資機材の充実強化を図る必要がある。

6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

○必要なインフラの整備・保全

大規模地震想定地域等における海岸堤防等の防災インフラについては、計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進めるとともに、津波被害リスクが高い河川・海岸において、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、海岸防災林等の整備を推進する必要がある。

○緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携

大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、TEC-FORCE との連携強化、迅速な応急・災害復旧のための研修や講習会の開催、技術支援等を進める必要がある。

○関係機関との情報共有

国の総合防災情報システム、統合災害情報システム、SIP4D等を活用し、関係機関における情報共有を円滑に進める必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

○救助活動能力(体制、装備資機材、人材)の充実強化

大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察活動を的確に実施するための体制及び装備資機材の整備、消防設備や施設の整備、救急搬送体制の整備など、救助活動能力の充実強化を促進するとともに、消防団員、自主防災組織リーダーの教育訓練の充実強化を図る必要がある。また、DMAT（災害派遣医療チーム）の実働訓練を行い、災害時の医療体制の充実強化を図る必要がある。

○交通渋滞の回避

大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞を回避する必要がある。

○危険な密集市街地の解消に向けた取組

地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において、地域住民等が、建物の更新を図り、避難地、避難路、公園等の防災施設を、その地域特性に応じて整備することを促進・支援する必要がある。

○住宅・建築物等の耐震化

住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建替え促進を含め、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援を行うなど耐震化を促進していく必要がある。

○各種施設の耐震化等

官庁施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、公営住宅、医療施設、社会福祉施設等について耐震化を進めていく必要がある。また、天井等非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等を進める必要がある。

○緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備

道路の閉塞が避難や消防活動の妨げとならないよう、道路の橋梁耐震化、斜面崩落防止対策、盛土補強、液状化対策、無電柱化等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる高規格道路等の整備、緊急車両の進入路の整備等を進める必要がある。また、道路の通行可否情報を効率的に収集するため、自転車を活用したパトロール等を検討し、配備・訓練していく必要がある。

○避難場所等となるオープンスペースの確保

大規模火災が発生した場合、避難場所や活動拠点として利用できる公園等の整備及び公園施設の適切な長寿命化対策を進める必要がある。

○水道の耐震化等

地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、上水道、工業用水道施設の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進めていく必要がある。

7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生

○コンビナート災害の発生・拡大防止

石油コンビナートで起こりうる災害の形態、規模や影響などを事前に把握し、防災関係機関が連携してコンビナート防災対策の推進を図る必要がある。

○危険物質取扱施設の災害対策

高圧ガス等を取り扱う事業者に対して、保安検査、立入検査等を実施し、地震・津波対策の徹底を図るとともに、危険物施設の安全管理者に対する講習会を実施

し、危険物等施設の安全対策を促進する必要がある。

○堤防、護岸の整備及び機能保全

河川堤防や海岸堤防等の整備、耐震対策を実施する必要がある。なお、海岸堤防については、地震被害想定調査において設定される海岸部における津波高等をもとに、津波対策を進める必要がある。

その他の海岸保全施設については、施設の防護機能を維持するための老朽化対策のほか、高潮・高波による被害軽減を図るため、嵩上げ等の改良や人工リーフの設置等を進める必要がある。

○石油タンクの漂流防止対策

大規模津波により石油タンクが流出し、二次災害を発生するおそれがあるため、石油タンクの漂流防止対策を推進する必要がある。

○漂流物防止対策

津波漂流物による二次的な被害を軽減するため、関係事業者に減災対策の取組を啓発するとともに、養殖施設の構造検証及び改良の取組に対して支援を行う必要がある。

○コンビナート周辺対策

火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。

7-3) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞及び交通麻痺

○沿道の建物倒壊対策

県が指定する緊急輸送道路沿いの建築物で、大規模地震時に倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、不特定多数の者の円滑な避難を困難とする可能性のある建築物について、耐震化を促進する必要がある。

○住宅・建築物等の耐震化

住まいとまちの安全性を高めるために、倒壊のおそれのある昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進するとともに、耐震性が不足する場合は、耐震改修のための設計・工事や除却工事への支援を行う必要がある。また、不特定多数の者が利用するホテルや物販店舗等の大規模建築物について、市町と連携し、耐震化を進める必要がある。

○災害情報の収集・活用

被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案のため、可搬型衛星無線装置や

ヘリコプターテレビシステムなどにより収集した映像・画像の災害情報を活用する必要がある。

○交通渋滞の回避

大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞を回避する必要がある。

○沿道構造物の倒壊防止等

沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、ブロック塀等の倒壊、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める必要がある。

○被災建築物応急危険度判定士の養成

大規模地震の際に、被災した建築物が余震などにより倒壊し被害にあう二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定を行う判定士を養成する必要がある。

○被災建築物応急危険度判定コーディネーターの確保

被災建築物応急危険度判定コーディネーターは、大規模地震後、被災建築物応急危険度判定を実施する際に、判定実施本部（市町）と判定士との連絡調整役を担うことから、判定実施主体となる市町単位の必要人数を確保する必要がある。

○被災宅地危険度判定士の養成

宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の二次災害を防止する目的で被災宅地危険度判定を実施するために、判定士を養成する必要がある。

○交通におけるリダンダンシーの確保

災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため、分散化させておく必要がある。

○緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携

国による地方公共団体等への支援を円滑に受け入れるため、広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE との連携強化を進める必要がある。

○狭あい道路の整備促進

大規模火災時の延焼防止や消防車両等の通行確保を図るために、市町が実施する狭あい道路の拡幅整備等を行う事業を促進する必要がある。

7-4) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

○ため池の耐震化等

農業用ため池や地滑り防止施設のうち、老朽化が著しく、大規模地震等で崩壊した場合に人命等に被害が及ぶ施設について、耐震化等を進めるとともに、ため池決壊時の被害を最小化するため、ハザードマップを活用した防災訓練の実施を促進する必要がある。また、農業者の減少や高齢化の進行などにより、管理組織が脆弱化し、日常の維持管理が適正に行われぬおそれがあることから、管理体制の強化を図る必要がある。

○ハードとソフトを組み合わせた対策

地滑り対策などについて、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策を行う必要がある。

○土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害のおそれのある区域を明確にするための基礎調査は、令和元年度に完了した。今後は、市町における警戒避難体制の整備支援を強化するため、土砂災害警戒区域等の指定を推進する必要がある。

○情報提供手段及び情報収集手段の多様化・確実化

施設管理については、より効率的な点検・診断を行うなど推進する必要がある。地図情報・防災情報などの多様なデータを管理できるよう、防災情報プラットフォームの機能強化を図り、災害時に活用する必要がある。

○警戒避難体制整備等のソフト対策

地滑り等が発生した場合に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、市町が適切に住民の避難指示の判断ができるよう、緊急調査を実施し、被害が想定される区域・時期の情報を市町に提供していく必要がある。

○森林の適正な管理や総合的かつ効果的な治山対策

災害に強い森林づくりをめざして、航空レーザ測量の成果を生かしつつ、森林の適正な管理を推進する必要がある。山地災害については、発生のおそれの高い箇所的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施、流木災害への対応強化を進める必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を生かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。

○救助活動能力(体制、装備資機材、人材)の充実向上

震災リスクの高い場所への人口の集中を解消することも検討していく必要がある。

ある。また、災害対応機関等の災害対応力向上とあわせ、大規模災害も想定し、消防団等の充実強化を促進していく必要がある。さらに、身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

7-5) 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

○有害物質の流出対策等

有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止する取組を進める必要がある。

○高圧ガス施設の地震対策

高圧ガス等の漏洩を防止するための耐震対策を促進する必要がある。

7-6) 農地・森林等の被害による県土の荒廃

○農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理

地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による農地等の保全管理が困難となるため、地域の主体性・協働力を生かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を支援し、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する必要がある。

○適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策

森林の整備及び保全等を適切に実施しなければ、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれ、山地災害の発生リスクも高まるため、適切な間伐等の森林整備や森林病虫害対策、基盤となる林道等の整備、総合的かつ効果的な治山対策など、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が発揮されるための総合的な対応をとる必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を生かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。

○自然と共生した多様な森林づくり

森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底したうえで、地域に根差した植生を用いる等、自然と共生した多様な森林づくりを進める必要がある。

○土砂災害防止対策等の推進

土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築及び迅速な復旧に向け、先進技術の活用を図る必要がある。また、近年の土砂災害発生状況を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進する必要がある。

○公園施設の整備・長寿命化の推進

自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する必要がある。

○農山漁村における農業・林業等の生産活動の持続

農山漁村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させる必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

○災害廃棄物の適正かつ迅速な処理

発災後の災害廃棄物処理を適正かつ迅速に行うために、県及び全ての市町で策定された災害廃棄物処理計画について、国の災害廃棄物対策指針等に沿った見直しを行うとともに、同計画の実効性を高めるため、災害廃棄物処理に精通した人材の育成、仮置場候補地選定、関係機関・団体との連携体制整備、有害廃棄物等の処理困難廃棄物への対応方法の周知などの取組を進める必要がある。

○ごみ焼却施設の老朽化対策等

ごみ焼却施設について、老朽化対策とあわせ、自家発電設備の設置等災害対応力強化の促進を図る必要がある。

○災害廃棄物の広域輸送

災害廃棄物の他地域自治体の受入協力にあわせ、貨物鉄道及び海上輸送の大量輸送特性を生かした災害廃棄物の広域輸送の実施について検討する必要がある。

8-2) 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復興が大幅に遅れる事態

○建設業界との応急復旧態勢の強化

被災した公共土木施設への迅速な応急復旧態勢の強化を進めるため、建設業界との緊急時における協定に基づく、道路啓開を迅速に展開できる態勢の充実を図るための訓練を実施し、発災時に適切な行動がとれる態勢を整える必要がある。

○緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携

国の緊急災害対策派遣隊である TEC-FORCE との連携強化を推進することにより、復旧を迅速に行える応急態勢の充実を図る必要がある。

○地域のコミュニティ力の向上等

農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等の BCP の策定や将来の担い

手育成、地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、万一の際、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、三重県復興指針を平時から明らかにしておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく必要がある。

また、三重県復興指針に基づき、強靱な地域像に向け、平時から戦略的に整備を進めていく必要がある。

○復興の事前準備

被災後、迅速かつ的確に復興計画等を策定できるよう、三重県復興指針に基づき、復興に関する体制や手順、課題の把握等の復興事前準備を進めておく必要がある。

○復興に向けた人材の確保

復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若者が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整える必要がある。

○災害に対応できる人材の育成

大規模災害の経験や教訓を現場に生かす専門的研究とその成果を現場に生かしていく人材育成等を進める一方、各地域には、多分野に精通した技術者等の育成が必要である。

○被災者の生活再建に向けた支援

応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく必要がある。また、平時から機能する地域コミュニティの拠点を構築していくとともに、地域の活動組織により地域住民同士のきずなを強めておく必要がある。

○医療機関の耐災害性の強化

医療の喪失が、県民の皆さんの暮らしの安心と、医療関係従事者の職場の喪失、ひいては県民の流出につながるのを防ぐため、医療機関の耐災害性を高めていく必要がある。

8-3) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

○海拔ゼロメートル地帯における対策

巨大地震発生時の津波等による長期にわたる浸水被害が予想される海拔ゼロ

メートル地帯について、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する減災対策を推進する必要がある。

○浸水対策、流域減災対策

津波等による被害軽減を図るため、河川堤防や海岸堤防の整備、耐震対策を実施する必要がある。また、津波浸水区域内の被災後の復旧が特に困難な水門等については、耐震対策を推進することが必要である。さらに、高潮・高波による被害軽減を図るため、機能の向上が必要なその他の海岸保全施設については、嵩上げ等の改良、人工リーフの設置等の対策を推進する必要がある。

○緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携

国による地方公共団体等への支援を円滑に受け入れるため、広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE との連携強化を進める必要がある。

8-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

○コミュニティ力を強化するための支援

災害が起きた時の対応力を向上するためには、コミュニティ力を強化する必要がある。地域づくりやコミュニティ力を強化するための取組として、ハザードマップの作成、防災訓練等、防災の取組を充実させ、関係機関が連携しながら支援していく必要がある。

また、県内には多くの外国人住民が生活していることから、さまざまな主体と連携した外国人住民向けの防災訓練の実施を通じて、将来、災害時に地域の支援者となりうる外国人住民の育成につなげる必要がある。

○地域コミュニティの維持・継続に配慮した震災復興に備えるための準備

一日も早い被災地の復興を進めていくためには、被災前の地域のコミュニティの継続性を念頭に置いたうえで、復興に向けたさまざまなプロセスを確立し、円滑な復興支援を行うための体制を検討していく必要がある。また、三重県復興指針に基づき、被災地から学ぶ教訓やノウハウについて関係者と共有するなど、震災復興に備えるための事前準備を進める必要がある。

○文化財の耐震化等、グリーンインフラの整備推進

石垣、復元施設等も含め、文化財及びその収蔵施設等の耐震化、防災設備の整備等を進める必要がある。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高めておく必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を生かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。

○文化財の修復のための基礎資料蓄積と技術の伝承

文化財の被害に備え、それを修復するための図面等の基礎資料の蓄積や技術の伝承が必要である。

○博物館等における被害の最小化

博物館等（歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等）における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留めることが必要である。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブしておく必要がある。

8-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

○地籍調査の推進

災害後の円滑な復旧復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となる。このため、南海トラフ地震等の大規模災害時に備えた復旧・復興対策の推進や、インフラ整備の円滑化など、緊急性が高いと考えられる地区に注力するとともに、新技術の導入や、基本調査の積極的な活用など、市町と連携して効果的・効率的に実施する必要がある。

○建設業における人材の確保及び燃料供給のサプライチェーンの維持

復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。また、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策を進める必要がある。

○復興の事前準備

被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を推進し、復興事前準備について市町への啓発を継続するとともに、市町が復興事前準備に取り組みやすい環境を検討する必要がある。

○被災者の生活再建に向けた支援

被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に市町が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知していく必要がある。また、応急仮設住宅等の円

滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく必要がある。

8-6) 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響

○災害発生時の被災地外に向けた情報発信

災害発生時において、県内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。

○失業対策等

震災後における雇用の場の創出や各種給付金・貸付金制度の活用等について検討整理する必要がある。

○災害対応力の向上

平時から、三重県復興指針の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を共有し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う対応力の向上を図る必要がある。

○平時における各種復興ビジョンの検討

大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、県及び全ての市町で策定された災害廃棄物処理計画について、国の災害廃棄物対策指針等に沿った見直しを行うとともに、同計画の実効性を高めるため、災害廃棄物処理に精通した人材の育成、仮置場候補地選定、関係機関・団体との連携体制整備、有害廃棄物等の処理困難廃棄物への対応方法の周知などの取組を進める必要がある。また、将来の地場産業の担い手育成や、地場産品の海外市場進出支援、地方創生の取組、地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、三重県復興指針に基づき、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。

○企業における事業継続計画(BCP)策定の促進

大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、進捗が遅れている中小企業について重点的にBCPの策定を促進する必要がある。